

令和3年第3回美幌町議会定例会会議録

令和3年3月 2日 開会

令和3年3月16日 閉会

令和3年 3月12日 第7号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 稲 垣 淳 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 馬 場 博 美 君	8 番 古 舘 繁 夫 君
9 番 藤 原 公 一 君	10 番 坂 田 美 栄 子 君
副議長 11 番 岡 本 美 代 子 君	12 番 上 杉 晃 央 君
13 番 松 浦 和 浩 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君	経 済 部 長 石 澤 憲 君
建設水道部長 川 原 武 志 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 志 賀 寿 君	会 計 管 理 者 西 俊 男 君
総 務 主 幹 関 弘 法 君	防 災 危 機 管 理 主 幹 河 端 勲 君
まちづくり主幹 佐々木 斉 君	政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹 中 尾 亘 君	税 務 主 幹 片 平 英 樹 君
児童支援主幹 小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
健康推進主幹 大 場 圭 子 君	農 政 主 幹 田 中 三 智 雄 君
みらい農業センター主幹 午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹 中 沢 浩 喜 君
商工観光主幹 多 田 敏 明 君	施 設 管 理 主 幹 以 頭 隆 志 君
建 設 主 幹 御 田 順 司 君	建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
水 道 主 幹 石 山 隆 信 君	病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君
環境衛生担当主査 水 上 修 一 君	医 療 給 付 担 当 主 査 早 坂 ト シ 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹 遠 藤 明 君
学校給食主幹 齊 藤 浩 司 君	社 会 教 育 主 幹 松 尾 ま ゆ み 君
スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君	博 物 館 主 幹 鬼 丸 和 幸 君

農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君

選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 立 花 良 行 君

○議会事務局出席者

事務局 長 遠 國 求 君
議事係 長 鶴 田 雅 規 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和３年第３回美幌町議会定例会第１１日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番戸澤義典さん、２番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議案第１３号から
議案第３６号まで

○議長（大原 昇君） 日程第２ 議案第１３号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第３６号令和３年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２４件を議題といたします。

一括議題の質疑に入ります。

議案第１３号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第１３号の質疑を終わります。

議案第１４号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第１４号の質疑を終わります。

議案第１５号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第１５号の質疑を終わります。

議案第１６号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第１６号の質疑を終わります。

議案第１７号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 参考資料についてお尋ねしますけれども、この説明の2番目に、管理者要件の適用の猶予とあって、それぞれ資格者が必要でございますが、猶予期間を設けて対応しなければならない美幌の事業所は現状で何事業所ぐらいあるのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、現在、美幌町内にある指定居宅介護支援事業所は4か所ございます。そのうち3か所につきましては、既に主任ケアマネージャーを置いているということで、現状でお聞きしているところでは、1か所のみ経過措置の適用を受けるということを確認してございます。

よろしくお聞かせいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号美幌町労働会館条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号美幌町地域振興センター条例を廃止する条例制定について、質疑を許します。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点、お伺いします。

この条例が廃止された後、建物についてはどのような見込みになるのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今回、地域振興センター条例廃止の提案をさせていただいております。施行日は10月1日ということですが、こちらの施設に隣接する東陽保育園がございます。東陽保育園は、駐車場が不足しているということがございまして、保護者の皆様をはじめ、利用される際に支障を来している状況がございます。

つきましては、こちらの地域振興センター条例の廃止をお認めいただければ、速やかに解体をいたしまして、保育園の利用者に向けての駐車場の環境を整備したいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩いたします。

再開は、10時15分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第29号令和3年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

担当部局ごと、事項別明細書の款及び項ごとに進めたいと思います。

なお、予算書の第2表、債務負担行為及び第3表、地方債に対し質疑する場合は、それに対応する事項別明細書の項の中で質疑をお願いいたします。

まず、歳出から、1款議会費、予算書の80ページから81ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、1款議会費を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。

なお、2款総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費は3款民生費の前のところで、5項統計調査費のうち、2目地籍調査費は8款土木費の前のところで質疑を行います。

1項総務管理費、82ページから101ページまでの質疑を許します。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 85ページ、職員の健康に関する福利厚生事業について、端的にお聞きいたします。

町職員の健康診断結果の特徴と傾向及びストレスチェックの結果の特徴と傾向につ

いて、端的にお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 大江議員の御質問に御答弁申し上げます。

一つ目の町職員の健康診断結果の特徴と傾向についてでございますが、表に直近3か年分の各項目の結果割合を記載してございます。全体的に見ますと、表の一番下の項目になりますが、再検査や治療を要するといった結果が3割から4割を超え、異常がない、日常生活に差し支えない、または経過観察や日常生活上注意を要するといった結果が合わせて6割から7割という状況となっております。

令和2年度の状況につきまして、まだ3月中に受診をする職員が若干残っておりますので、最終的なものではございませんが、傾向としましては、前年度と比較しましても、再検査や治療を要するといった結果については減少傾向にあり、異常なし、日常生活に差し支えないといった結果については、増加傾向となっているところでございまして、ここ数年の間で見ますと、少しずつではございますが、よい状況になってきているところでございます。

しかしながら、依然として再検査や治療を要するとされた職員の割合が高い傾向にある状況にございますので、該当する職員に対しましては、医師の診断結果に基づき、早期の再検査や治療を促すことはもとより、生活習慣改善に取り組む特定保健指導などを通じて、多くの職員が健康で職務に励めるよう取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

次に、ストレスチェックの結果の特徴と傾向についてでございますが、表に受検者全体のうち、高ストレス者判定の割合、そして、総合健康リスクの結果資料を記載してございます。

ストレスチェックの結果、受検者のうち約1割程度の職員につきまして、高ストレ

ス者との判定結果となっております。その多くが、身体負担の多い現業職場において、自覚的な身体的負担程度の高さによる高ストレス者が多い傾向となっております。

その下の総合健康リスクでございますが、こちらにつきましては、ストレスチェック調査に基づく仕事の量的負担及び仕事のコントロールに係る仕事のストレスと上司や同僚からの支援に係る健康リスクという二つから成る職場全体の総合的な健康リスク度合いを表す指標でございます。

この指標は、100を基準といたしまして、小さいほどよい状況を示します。

また、120以上で職場環境に何らかの問題が生じていることを表し、150以上で健康問題に対して早急な対応が必要な状況にあるといった内容になってございますが、本町におきましては、今年度、令和2年度のストレスチェックの結果につきましては、この総合健康リスク指標が87という結果でございまして、基準となる100より小さく、全国平均値が101となっておりますが、この指標も下回っている結果でありまして、おおむね問題ないといった判定結果をいただいているところでございます。

しかしながら、今後におきましても、このストレスチェック制度の円滑な実施をはじめ、全庁的な労務環境の確認、また管理職による適正な労務管理に努めてまいるとともに、個々の職員の状況についても、管理職をはじめ、同僚などが同じ職場の仲間として気かけ、または声かけなどコミュニケーションを十分にとることで、全ての職員が意欲を持って執務に従事できるよう、その能力を十分に発揮できる勤務環境を保持することによって、質の高い行政サービスの提供ができるよう、今後も引き続き努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。よろしく

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 全体として危機的な状況にはないというのはよく分かります。同時に、治療を要する、再検査を要する者が3分の1程度いるという状況については、引き続き緊張感を持って、職員の健康に当たっていただければと思います。基本的には、答弁内容を了といたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 87ページの財政・会計管理費の中の指定金融機関窓口職員派遣費用負担金200万円について、算出根拠と他市町村の状況について、御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 会計管理者。

○会計管理者（西 俊男君） 御質問にお答えいたします。

まず、算出根拠についてでありますけれども、指定金融機関であります網走信用金庫の美幌町役場派出所、派遣職員の人件費相当分の負担ということであります。

次に、他市町村の状況についてでありますけれども、斜網地区2市8町の状況としましては、美幌町を除く全市町において人件費相当分を負担しているところであります。

なお、網走信用金庫が指定金融機関である網走市、大空町、清里町、小清水町については、全て200万円の負担となっております。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今の他市町村の状況の中で、斜網の2市8町の中では、美幌町を除く全市町において負担していたということですが、そうすると、この中では

美幌町が最後という理解で押さえてよろしいのでしょうか。

信金側の経営環境が厳しいという理由は私も十分理解できますが、これは今年度に予算化していますけれども、いつ要請があったのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 会計管理者。

○会計管理者（西 俊男君） お尋ねの状況についてですけれども、斜網地区の網走信用金庫が指定金融機関となっている市町の負担について、令和2年度から美幌町以外の市町については負担をしております。

いつ要請があったかということに関しては、財務主幹からお答えします。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 指定金融機関の契約は財務で担当していますので、私から説明させていただきます。

2年前の6月ぐらいに、まずは網走信金の支店長から、派出所の人件費の要望がありまして、内部で検討し、その後、毎年、年末に理事長からも町長に要望が来ている流れになっております。

2年前と昨年と同じように6月、12月に、それ以外の部分の要望もあるのですが、少なくとも2回、2年にわたってきているというのが現状でございます。

以上、御答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 2年前となると、令和元年度ということではよろしいのかわかるということと、人件費相当分というのは、給与本体だけなのか、それとも、それに関わる社会保険などの費用も含まれているのか、相当分の中身について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘） 2年前でございますが、令和元年です。

人件費相当分は、まず、派出所職員の1

年間分の給与プラス社会保険料も含めた部分と、網走信金の支店のほうで引継ぎの業務がございますので、そちらは1人工という形ではなくて、約0.2人工ですので、派出所1人工と支店で0.2人工で、1.2人工という形で報告を受けております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 指定金融機関に対する負担金ということでありましてけれども、説明を伺えば、美幌は1年遅れての負担金の支出だというお話がありましたが、上杉議員に的確にお答えしていないような気がするので、私が引き続き尋ねますが、200万円というのは、財政規模とか、人口規模とか、2市8町というお話がありましたが、全て200万円です。そういう積算根拠はどういう基準から出たのか、もしお話を承っているのであれば説明してください。

確かに金融機関の利息などは大変厳しい情勢です。あまり語ることは控えますけれども、当時、拓銀が指定金融機関であるようなことになったときに、網走信用金庫が入るか、北洋銀行かという話があったのです。そのときに、私は北洋銀行がいいと言ったのです。取扱高の規模から言うと、北洋銀行のほうが大きいの、網走信用金庫は地域の金融機関であるから、確かにいいかもしれないけれども、何かあったときには、やはり大きい金融機関のほうで安心だと反対したのは私だけだったので、経済界のある方に怒られまして、私も賛成いたしました。

そこで、もう少し200万円についてのお話を聞かせてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

前提として、議員もご指摘のとおり、日銀の低金利政策が非常に長期化していると

いうことで、指定金融機関である網走信用金庫をはじめ、全国の銀行、信用金庫等が非常に厳しい経営環境に置かれているというのは周知の事実だと思っております。

そうした中で、以前から様々な要望をいただいておりますが、確かに今回の200万円の負担金の計上については、2市8町の中では一番遅いということですが、例えば、口座の振替手数料とか、その他のいろいろな手数料や負担金等がございまして、その中で派出所職員の人件費については、美幌町においては予算計上が他の市町村より遅れた、これは事実でございます。

また、200万円の負担金ですけれども、先ほど財務主幹が答弁したとおり、他の市町村も同様に200万円ということでございます。

これは、網走信用金庫が指定金融機関の市町村ということで、例えば、ほかの金融機関を指定している町もございまして、それぞれ負担金は算出根拠が違うのでしようけれども、私が承知している限りでは、1名の職員を派出所に派遣いただいているところは、200万円とお聞きしております。

例えば、北見市などは、派出所の規模が違っていて、当然、人の配置も多いということですので、負担金は恐らく高いのであろうと推察してございます。

いずれにしても、指定金融機関の網走信用金庫は、しっかりと町民の皆様に向けた金融サービスを提供いただいておりますので、今回の負担金をお認めいただいて、何とか引き続き、派出所の機能をしっかり維持してまいりたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 負担理由について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 会計管理者。

○会計管理者（西 俊男君） 馬場議員の御質問にお答えいたします。

負担理由についてでありますけれども、ただいま総務部長から若干の状況説明がありましたので重複しますが、数年前より、網走信用金庫から長引く低金利政策、地方における人口減少や支店の減少等、厳しい経営環境下での派出職員派遣に対する費用負担について要望されてきまして、これを受けて、他市町の状況も考慮した中で、令和3年度から費用負担をするというものであります。

以上、説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 先ほど説明がありました斜網地区の2市8町の状況の中で、網走信用金庫以外を指定金融機関とするのは3町になると思いますけれども、もし分かれば、負担相当額についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 会計管理者。

○会計管理者（西 俊男君） ただいまの質問にお答えいたします。

網走管内の網走信用金庫以外の部分ですけれども、北見信用金庫を指定金融機関にしている北見市の場合は、1,300万円です。同じく、北見信金を指定している津別町については200万円、訓子府町、置戸町においても同額の200万円となっております。

そのほか、北洋銀行が指定金融機関となっております斜里町においては80万円とお聞きしております。

以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、89ページの財産管理費の中の庁舎等清掃業務

委託料1,321万8,000円の清掃面積、委託内容について伺います。

その中で、新庁舎後の特別清掃のワックス掛けなどが含まれるのか、考え方について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 上杉議員の御質問に御答弁申し上げます。

庁舎等清掃業務委託料の委託内容、また積算根拠などについて御説明させていただきます。

こちらにつきましては、新庁舎に係る清掃業務の委託ということで、まず、委託期間につきましては、令和3年5月から令和4年3月までの11か月分となっております。

内容といたしましては、清掃面積につきましては、2,436平米でございます。職員の執務室や器具庫などを除きまして、廊下、階段、会議室、トイレなどの共用部分について、通常清掃を行うものとしてございます。

具体的には、共用部分の床面清掃、会議室などの机・椅子・什器類の消毒清掃、ガラスの拭き掃除、トイレ清掃、ごみ処理、手すりやドアノブなど、共用部分の消毒作業と併せまして、年1回実施の雑用水槽清掃でございます。

なお、清掃は共用部分のみでございまして、職員の執務室内の清掃につきましては、これまで同様、職員が行うこととしてございます。

予算計上額につきまして御説明申し上げます。

合計で1,321万8,000円でございますが、その内訳としましては、人件費に係る経費として966万3,000円で、こちらは清掃員3名に係る経費となっております。

資材費につきましては、27万5,000円と、清掃に必要な洗剤、モップ、タオルなどの消耗資材に係る経費でございます。

諸経費を加えまして1,311万9,000円となり、これに年1回実施する雑用水槽の清掃分9万9,000円と合わせまして、1,321万8,000円が本業務委託に要する額となっております。

資料に直営との比較も記載させていただいております。これまでは、直営方式により、旧庁舎におきます清掃面積、こちら共用品部分となりますが、1,155平米につきまして、令和2年度予算でいいますと、会計年度任用職員2名による実施で、人件費250万円プラス清掃用具など10万円の年間約260万円となっております。

例えば、今後も、これまで同様に直営で行おうとした場合、新庁舎になることによる清掃面積の増加なども考慮し、実際に2倍以上となるわけですが、仮にこれまでの倍の4名の会計年度任用職員で対応するとした場合におきまして、約600万円と、今回ご提案させていただいております額からしますと安価となるところでございますが、新庁舎の清掃につきましては、現庁舎と比べ面積が2倍以上となることはもとより、床材につきましても、ビニール床タイル、タイル、カーペットタイルなど、種類が異なるなど、その作業手順も従来よりも複雑になること、また、これまではございませんでしたが、使用後直ちに言う会議室や相談室内の清掃や、さらには共用部分の人が触れる手すりやドアノブなどについての消毒清掃を1日に複数回行うこととしているなど、これまでよりも多岐にわたる内容で、かつ専門性も必要となる場合もあることなどから、直営方式ではなく今回の委託業務としたところでございます。

最後になりますが、ワックスがけ等の特別清掃についてでございますが、こちらにつきましては、令和3年度につきましては含めてございません。令和4年度以降の実施で現在考えてございます。

新庁舎につきましては、職員の執務室は

ノンワックス形状となっており、議場につきましては、カーペット形式でございますので、基本、ワックスがけは必要ございませんが、廊下や会議室などの共用部は年1回程度のワックスがけが必要と考えておりますので、新庁舎におきます初回のワックスがけは令和4年のゴールデンウィークに実施することで現在考えてございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 状況は分かりました。

従前同様、事務室部分は職員がきちんと清掃して、ごみを片づけるということですので、面積がかなり拡大することや、床面の材質が変わっていること、コロナの対応で会議室を頻繁に使ったりするときの清掃でコストがかかることは理解できました。

この中で、雑用水槽清掃というものがありまして、これは年1回ということですが、どれぐらいの水槽で、どんな感じで清掃をするのか、また清掃の必要性も含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 上杉議員の御質問に御答弁申し上げます。

ただいまの雑用水槽につきましては、地下に据え置いているものですが、1万リットルたまる容量になってございます。

この雑用水槽を設置した理由でございますけれども、この雑用水槽にためた水の使い道につきましては、トイレの排水に使うことを考えてございます。どうしてかといいますと、庁舎のような大きな施設内におきましては、トイレの排水に使用する水を直接引き込む場合に、大きな管を引き込むことが考えられるのですが、今回、雑用水槽を経由することで、そういった大きな管を通す必要がなく、節水の効果もありまして、一度、水道水を雑用水槽にためて、そ

れをトイレの排水に使うということで雑用水槽を設置したところでございます。

さらに、災害時などにおきましても、簡易トイレへの供給も可能になると考えてございます。

年に1回の清掃ということでございます。今、申し上げましたとおり、使い道についてはトイレの排水でございますので、年に1回検査をして、水を抜いた形で槽の中を清掃することを考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今の清掃業務の関係で、細かい質問になりますが、この1,321万8,000円は、入札でいくのか、この形で外注できるのかという仕組みと、受けた会社が1年契約でいくのか、随契でいくのか、数年契約なのかという契約行為のやり方をお聞きしたいです。

もう1点は、働く人方も含めて、この清掃業務は、月から金の行政と同じ時間内での清掃なのか、もしくは、やむを得ない場合は土・日の業務もあるのか、逆に言えば来庁者が多い時間帯は避けるとか、その辺のやり方は何か工夫があるのかどうか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 松浦議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず、前段の契約の方式でございますけれども、現在は入札を考えてございます。

同様の事業を行っている者を指定した上で入札を行いたいと考えてございます。

次に、清掃員の勤務等でございますけれども、基本的には閉庁日を除く勤務としまして、午前8時から午後5時までの勤務を想定しております。

また、状況によりますが、当然ながら、午前中の配置を多めにしまして、午前中にしっかりと清掃していただいて、松浦議員がおっしゃったとおり、いろいろな事業や

会議等があることも想定されますので、そういった状況を見ながら、午前中に集中してやるのですが、状況次第では午後も引き続きその体制で行うなどということを考えてございます。基本的には、午前中に集中的にしたいと考えてございます。

それから、契約の年数でございますけれども、単年で考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 同じく庁舎等清掃業務委託料ですけれども、この委託については、過去に委託費が高いということで現在の直営にした経過があると思います。

その中で、理由にもありましたけれども、委託してやるにしても、職員で対応するということで、作業手順や専門性が必要であるということでありますが、委託から直営でやった当時も、初めはなかなかできなかったのですが、慣れれば直営でもできた経過がありますし、安価でできると思うのですけれども、その考え方について説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 馬場議員の御質問に御答弁申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり、これまでの直営でいきますと、令和2年度には、会計年度任用職員の人件費等、モップ等に係る資材等の部分での経費となります。

ただ、委託となりますと、今回、1,300万円ということで、先ほど御説明申し上げましたとおり、仮に4名の会計年度任用職員と比べましても倍ということで、金額的には直営よりはかなり高い形になろうかと思います。

先ほど、清掃作業の複雑化、専門性ということで御説明をさせていただきましたが、先ほどもお話ししましたとおり、床材

などの部分の多種多様な作業手順が出てくるということもございます。

今回、委託をする清掃員につきましては、清掃訓練を受けた職員が配置されるということで、清掃の手順及び清掃作業につき基本的な作業動作につきまして確立された職員が配置されます。

また、床面の汚れ具合にもよりますけれども、新庁舎ということもございまして、ひどい汚れになった場合には、ポリッシャーといいまして、電気でブラシが回転する器具を使用した清掃も現在は想定してございます。

そういった部分から、これまでの床面への清掃範囲が広がっていること、繰り返しになりますけれども、そういった作業の複雑化、そういう機械装置を使うことも想定した中で、委託という考えでご提案させていただいておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7 番馬場博美さん。

○7 番（馬場博美君） 次に、同じく 89 ページ、財産管理費の建築物環境衛生管理委託料 104 万 4,000 円の委託内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 馬場議員の御質問に御答弁申し上げます。

建築物環境衛生管理委託料の内容でございしますが、今回の新庁舎につきましては、延床面積が 4,760 平米でございます。事業所や商業施設などの特定用途に使用される建築物で、延床面積が 3,000 平米を超える場合につきましては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称ビル管法と呼ばれるものでございしますが、この法規定によりまして、空気環境の調整など、建築物環境衛生管理基準に従って、高い水準の快適な環境で管理を行うこととされております。

新庁舎につきましては、これに該当することから、この管理業務につきまして委託をするものでございます。

具体的な委託の内容でございしますが、建築物環境衛生管理基準に基づきまして、まず、空気環境の調整としまして、浮遊粉じん量など 7 項目につきまして、年に 6 回の測定を行うこと、そして、排水管理としまして、排水清掃を年に 2 回行うこと、最後に、ネズミ等の防除ということでございますが、ネズミや昆虫など、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのあるものに対して、その発生及び侵入防止策などの予防を取ることをはじめ、また、そういった被害がないかどうかの調査につきまして、年に 2 回の実施を行うこととされてございます。

被害があった場合には、侵入経路など、被害状況の調査、防除装置の設置など、必要な駆除を随時行うものとなってございます。

以上が委託の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7 番馬場博美さん。

○7 番（馬場博美君） 委託内容の空気環境の調整、浮遊粉じんの 7 項目について、具体的な説明をお願いしたいということと、委託先は町内業者でできるのかどうか、この 2 点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

まず、空気環境測定の具体的内容でございしますが、記載しております浮遊粉じん量のほか、一酸化炭素含有率と二酸化炭素含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの 7 項目が測定内容となっております。

また、委託先につきましては、町内の事業所を考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 予算書の 89 ページになります。

財産管理費、庁舎管理事業、機械等借上料の 63 万円についてお尋ねいたします。

防犯システム及び出入退管理システムを借り上げるという説明をいただきました。この概要について説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 戸澤議員の御質問に御答弁申し上げます。

防犯システムと出入り及び出退勤管理システムの内容でございますが、まず、防犯システムにつきまして御説明申し上げます。

新庁舎内の地下から 3 階まで、記載のとおり合計で 12 か所に防犯カメラを設置することを考えてございます。新庁舎におけるセキュリティ対策を目的とするものでございますが、特に夜間帯、土・日、祝日など、閉庁日におきましては、当直室に現在も警備員を配置してございますが、その当直室内にモニターも設置されます。警備員の通常の巡回見回りに加えまして、この 12 か所による画像の状況を当直室内においても随時確認が可能となることを考えてございます。

次に、役場庁舎出入り及び出退勤管理システムにつきましては、出入口などに IC カードリーダーを合計 12 か所設置するものでございます。

別途、職員に IC カードを貸与の上、具体的には、まずは電算サーバー室や書庫、金庫室など、機密性の高い部屋への入室につきましては、IC カードによる開錠により入室するとともに、その開錠記録を保存するもので、合計 10 か所の各出入口に設置されるということでございます。

また、現在、職員の出退勤につきまして

はタイムカードを利用してございますが、職員へ IC カードが貸与されることから、職員の出退勤時には、その IC カードをかざして、出退勤時刻の記録を行う IC カードリーダーを設置するものでございます。

記録されたデータにつきましては、課ごとにまとめ、各課における勤務管理に活用することも想定してございます。

こちらにつきましては、庁舎北側及び東側出入口の 2 か所に設置を予定してございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） まず、防犯システムは、当然、録画可能な機器だと思うのですが、何週間分の録画ができるのか、12 か所全部の録画ができるのか、それから、出退勤システムについては、入室可能な IC カードを保持するということですが、対象職員全員が所持するとは思えないので、どのような職員が所持するのか。

また、カードの作成については、この予算の中にカード作成費も入っているか、入っていないのか、それから、カードを紛失したときはどう対応するのか。

それから、データを取りまとめて、各課において勤務管理に活用するということが、誰がこのデータを取りまとめるのかについて説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 何点か御質問をいただきましたので、順にお答えしたいと思います。

まず、防犯システムの録画でございますけれども、機器自体は最大 39 日間の録画ができる仕様となっております。ただ、現在、おおむね 1 か月の保存を考えているところでございます。

次に、IC カードを貸与するわけでございますけれども、まず、新庁舎に勤務する

正規職員、会計年度任用職員、全ての職員に貸与を考えてございます。ただ、外局につきましては、今検討しているところではございますけれども、全員に貸与ではなくて、例えば、主査職または管理職に貸与の上、利用できるように考えておりますが、なるべく職員全員に貸与したいと考えているところでございます。

次に、ＩＣカードの作成料金につきましてもこの予算の中に入っています。

また、ここは非常に大事なところでございますけれども、ＩＣカードで機密性の高い部屋への出入りもありますので、まずは、当然ながら、職員が貸与されたカードをしっかりと管理するというのが大前提にはなってくるところでございますが、それぞれのＩＣカードの情報を管理しておりますので、例えば紛失した場合につきましては、そのＩＣカードの無効化を図るとか、そういったことでしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、職員の出退勤の関係でございましてけれども、先ほど申し上げましたとおり、時間外勤務の内容を確認するなど、勤務管理に用いたいと思っておりますが、まずは総務のほうでデータをしっかりと把握した中で、それぞれの担当課にお配りして活用いただければという内容を考えてございます。

また、録画は１２か所全てにおいてできるのかというお話でございまして、１２か所全てで録画できるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １番戸澤義典さん。

○１番（戸澤義典君） サーバー室に入るＩＣカードと出退を記録するＩＣカードは同じものという理解でよろしいのですか。

そうすると、サーバー室には、解除番号さえ知っていれば誰でも入れるということになると思うのですが、指定された者だけ

ということは、機能上できるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 今の御質問ですが、ＩＣカード上に立場で制限をかけるということも想定されるかと思います。

ただ、サーバー室や金庫室などは、ほぼ限られた職員の出入りということもございまして、職員自らの意識ということも当然考えられますので、そういった部分もしっかり周知した中で、必要以外のカードリーダーの使用は控えるように周知していきたいと考えております。

ただ、当然ながら、使える職員の制限をかけるということは必要と考えてございますので、検討していきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ７番馬場博美さん。

○７番（馬場博美君） ９１ページ、財産管理費、町有財産管理事業の保険料１，２０３万３，０００円について、内容及び算出根拠、保険の加入状況及び掛金等の状況の過去２年分、受領した保険金の状況の過去２年分について、御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 馬場議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、内容及び積算根拠でございまして、大きく四つございまして、まず一つ目が建物災害共済の６８６万５，３５０円でございまして。

こちらの内容でございまして、行政財産、普通財産の建物に係る災害、事故等で損害、被害を受けた場合に適用される保険でございまして。

積算根拠でございまして、取得価格または所定の平米単価に共済加入率、参考までに美幌町の現在の共済加入率は基本５０％となっております。過去に火災等が起きましたごみ処分場と、被害が起り得ると

いう公営住宅については１００％の加入率となっております。

次に、基率の部分ですが、美幌町は０．２０５という数字を用いております、加入日数につきましては、年度当初であれば基本３６５日、途中から入れば、その日数分という形になっており、現在、３５９件全ての建物物件について加入している状況でございます。

続きまして、②の総合賠償保険でございますが、１７６万４、７１１円です。町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び業務執行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合に適用という形になります。

過去に、水道の事故等で起きた賠償金につきましては、こちらの総合賠償保険を使っております。

積算根拠でございますが、通常、実際の請求は３月末現在の人口で来るのですが、予算上は令和２年１１月末の人口で積算しております。

分担金につきましては、決められた９３．１円となっております。

続きまして、③、④が車両に係る保険でございます。

③自動車損害共済保険は、イメージで言いますと、通常の家等任意保険に係る部分でありまして、２９６万２、６４０円です。

保険内容は、事故により車両に損害が生じた場合に適用されるもので、現在、建設車両も含めまして１２５台全ての車両が加入しております。

④自動車損害賠償責任保険、これは自賠責保険といわれるもので、４３万８、２４０円です。

こちらは、令和３年度に車検を予定しているもの、新しく購入する２４台について積算しております。

次に、保険の加入状況及び保険料の状況並びに受領した保険金の状況の過去２年分

については、資料に記載のとおりでございます。

なお、一番下に、過去に受領した保険金の補足を記載しております。

以上、御答弁させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ７番馬場博美さん。

○７番（馬場博美君） ２点ほど、御説明をお願いしたいと思います。

１点目は、今説明ありました建物共済の加入率です。基本的には５０％、状況によって、ごみ処分場などについては１００％という考え方ですが、これはどういうことで５０％、１００％を区分しているのかということです。

２点目は、③の自動車損害共済ですが、例えば対人・対物・車両等についての加入状況、具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

以上の２点をお願いします。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 御答弁させていただきます。

まず、加入率の考え方でございます。

昔は、平成２７年だと思いますけれども、１００％全て入っておりましたが、正直な話、共済加入率が額にも跳ね返ってきますので、見直しをかけて、影響のないものについては、経費負担も含めて全て５０％にしようと、そういう経過がございます。

ただ、先ほど言いましたように、ごみ処分場だとか、公営住宅については全て保証金の範囲内で出るということで、現在のところ１００％で加入しておりますが、今後、もしそのような状況が起きた場合は、年度の途中でも加入率を変えることが可能ですので、柔軟に対応していきたいと考えております。

２点目の自動車損害共済の保証内容でございますが、まず、対人・対物については

無制限となっております。車両保険でございますが、全ての車両にかけているわけではなく、大型車両とか建設機械の車両についてのみ、それぞれの残存価格に応じて車両保険に加入しているという状況になっております。

以上、御答弁させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4 番高橋秀明さん。

○4 番（高橋秀明君） 9 1 ページの政策推進事業、広告料 2 5 3 万円の広告の内容詳細についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 高橋議員の御質問にご回答いたします。

政策推進事業の広告料につきましては、三つの事業の広告料を計上しております。

まず一つ目は、地域おこし協力隊事業の 9 9 万円です。

こちらの内容は、令和 4 年度に地域おこし協力隊を採用する際の求人広告に係る費用となっております、大手求人サイトによるインターネット広告でございます。

積算根拠は、1 回目は 2 社掛ける 3 3 万円、2 回目は 1 社掛ける 3 3 万円でございます。この 2 回目ですが、1 回目で応募者がいなかったときや、面接において採用に至らなかったときなどのためのものになります。

広告期間はそれぞれ 8 週間を予定しております、費用につきましては、全額、特別交付税措置となります。

二つ目は、ふるさと寄附金事業 1 2 1 万円です。

こちらの内容は、ふるさと寄附金の増収を目的に、特に費用対効果が大きいとされるインターネット広告に係る費用となります。具体的には、ふるさと寄附金のポータルサイトに美幌町の広告を表示するものでございます。

積算根拠は、1 回当たり 6 0 万 5, 0 0 0

円を 2 回分計上しております。

三つ目は、移住定住促進事業の 3 3 万円です。

こちらの内容は、移住事業の促進を目的に、北海道の生活の魅力発信について定期発行されております雑誌「北海道生活」への特集記事掲載に係る費用でございます。

この雑誌は 5 万部発行されておまして、配本の 6 0 % が関東・近畿圏で、その他、全国各地に配本されております。

積算根拠は、2 ページ分の 3 3 万円を 1 回としております。

以上、御回答いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4 番高橋秀明さん。

○4 番（高橋秀明君） 事業の内容は分かりました。

この広告ですけれども、最近、市町村のテレビとか新聞での全面広告をよく目にしますし、町の宣伝プラス観光案内も含め、移住定住にも有効な宣伝が目につくのですが、美幌町としてもそういう事業をする考えがあるのでしょうか。今後、そういうことも含めて事業としてあるという期待も込めてなのですけれども、お知らせをお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問は、恐らく美幌町の P R という趣旨の御質問かと思えます。

広告料は多額な経費がかかるということも現実としてございます。そこは、しっかりと費用対効果を見て、かけた費用に見合ったものであれば、ご提案した予算をお認めいただいた際には、そういったことも考えていくべきなのだろうと思っております。

一方で、多額の広告料を使用することなく、いろいろな媒体を上手く活用して美幌町を外に向けて発信するということも、工夫を重ねればできなくもないだろうと思っ

ております。現状としては、各部局で観光を含めて、現在も広告についてはしっかり対応していますが、さらにその必要性があるということになれば、その時点でしっかりと内部で検討を図って、費用対効果が認められるのであれば、予算化に向けてご相談をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和3年度美幌町一般会計予算について、82ページから101ページまでの質疑を許します。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 91ページの政策推進事業の中ふるさと寄附金募集受付業務委託料について伺います。

昨年度は462万円だったが、今年度はどのような内容を盛り込んでいるのか、説明を願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 坂田議員の御質問に御回答いたします。

ふるさと寄附金募集受付業務委託料につきましては、各ポータルサイトごとの寄附金募集受付に係る経費を計上しております。

令和2年度当初予算からの増額理由につきましては、令和2年度までは、返礼品の調達・発送に係る費用を事務事業協力報償で、決済手数料及びポータルサイトの利用料を手数料で計上しておりましたが、令和3年度につきましては、決済事務を除くこれら一連の受付業務を一括で委託料として計上しております。

また、ふるさと寄附金の歳入につきましては、令和2年度4,300万円から令和3年

度は6,000万円と増収を見込んでいることから、歳出の所要額も増額となっております。

以上、御回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 内容は大体分かったのですが、一括してやることによる効果、メリットがあるためにこういう方式に変えたという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 今まで科目をできるだけ細かく設定してまいりまして、事務事業の協力報償ということで返礼品を組んでいたのですが、そちらを一括して委託料で組むことにより、委託料の中で全体を支出していけるという考え方になりました。細かい予算組みが必要なくなるので、相当事務の効率化が図れるという考えになります。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 同じく企画費の政策推進事業、ふるさと寄附金募集受付業務委託料3,192万1,000円のところでお聞きします。

返礼品などの対応で昨年度から変わった点について。また、返礼品の新規参入の状況などをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 岡本議員の御質問に御回答いたします。

まず、返礼品等の対応で昨年度からの変更点についてですが、主に2点ございまして、1点目は、運用しますふるさと寄附金ポータルサイトを令和2年度当初と比較して計2サイトから計5サイトへ拡大を図っております。

2点目は、令和2年度中に整備するふるさと寄附金特設サイトを核とした本町のふ

るさと寄附金事業に関する情報発信の強化で、これは、それぞれのふるさと寄附金ポータルサイトでは十分に伝え切れない生産者の思いを写真や動画などによりまして丁寧に説明することで、より多くのファンづくりを目指すものでございます。

次に、返礼品の新規参入の状況についてですが、現在登録準備中の返礼品も含め、令和2年度以降、74商品を登録予定でありまして、合計182商品となる予定です。

また、返礼品を取り扱う事業所につきましても、現在登録準備中の事業所を含め、令和2年度以降、8事業所を登録予定であり、合計17事業所となる予定です。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 返礼品の魅力で寄附金が多くなることが分かってきていますけれども、美幌町でも、ふるさと寄附金が多くなりつつあり、そのために返礼品も多くなりつつあるということを考えますと、返礼品の登録事業所の募集とか、登録事業者となる条件というのは、どのように決めているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、現時点では、登録条件というのは細かいものは持ち合わせておりません。ですので、昨年度でいきますと、ある製造会社がこういうものを製造したので登録してくれないかということで町に申出がありまして、販売量などがしっかり確保されているということが確認できた段階で登録作業に移っていきます。

ただ、今後につきましては、ふるさと納税のポータルサイトを、令和2年度につくっておりますので、来年度以降の運用に関しては、もう少し明確な登録基準等を町としてつくっていかねばならないと現在

考えているところでございます。それは、令和3年度に向けて取り進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 新しく74商品が登録になって、全部で182商品と、増えるのは大変いいことだと思いますし、美幌町の魅力発信で、まだまだ知らない商品とか農産物などもあるかもしれません。それと同時に、広く出せば出すほど、品質をしっかりと担保することも大切だと思います。

やはり、事業所の募集も公平でなければならないと思うし、より魅力を高めるようなことも考えて、全体に魅力あるふるさと寄附金になっていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 91ページの企画費の移住特設サイト作成業務委託料220万円のサイトの構成と作成内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 上杉議員の御質問に御回答いたします。

令和2年度で整備する移住特設サイトにつきましては、移住者にとって、より美幌町を理解していただけるようなサイトとなるよう整備を進めているところです。

サイトの構成としましては、大きく次の区分及び内容となっております。①町の魅力、②移住者の声、③移住者の生活、④住宅、⑤仕事としており、これらの内容のうち、例えば、②の移住者の声、③の移住者の生活につきましては、実際に美幌町へ移住された10組の移住者からの取材を通じたサイトへの掲載や、④の住宅、⑤の仕事につきましては、民間不動産会社や商工会議所など、それぞれの専門分野の方から

の取材を通じたサイトへの掲載など、移住を検討されている方にとって、顔の見える安心感と説得力のある説明を重要視して、現在、サイトを整備しているところです。

さらに、令和３年度につきましては、移住者からの美幌町の大きな魅力でもある食を通じた魅力を発信するため、有名人を招聘した料理イベントを開催する予定で、その内容につきましても、取材及び撮影を通して継続的に当該サイトにて情報発信するための必要経費を計上したところです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １２番上杉晃央さん。

○１２番（上杉晃央君） 概要は分かりました。

私もまだ見ていないのですが、令和２年度のサイトの整備はもう完了して、２年度分は既に終わっているのかどうかということが１点です。

また、令和３年度は、料理イベントということで著名な人を招聘してやるということですが、これらの予算は別予算なのでしょうか。

いずれにしても、魅力ある情報発信をするという意味で、町が令和２年度から新たにサイトを整備して情報発信したいということで、そこに期待をしているところですから、その辺の令和３年度の取組について御説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、サイトにつきましては、今、最後の段階で、３月末の完成を目指しているところでございます。

それから、令和３年度の食を通じた魅力発信ということで、イベントを現在考えているところですが、令和３年度の委託料で組んでいる２２０万円が食のイベント関係の予算となっております。

特設サイトの中でも、本町の農産物は、有機といった農家も出始めてきたり、食の

魅力ということを実際に移住者からも聞いております。

そこで、本町としては、食の魅力をこれから強くＰＲしていくべきだと担当で判断いたしまして、食の有名人といいますか、実際にお話を進めているところは、全日本司厨士協会と言いまして、会長が札幌グランドホテルの総料理長なのですが、調理師や料理長の集まる協会になります。そちらの協会とタイアップしまして、それらの役員に本町に出向いていただいて農家を巡るとか、食品加工会社を見に行くとか、そういったことを動画にして、どんどんＰＲしていく。また、講演会とか創作料理のイベントも現在考えておりまして、さらには、札幌市内に向けて、美幌町の食材を使った食のイベントも企画しているところでございます。

最後には、美幌町の食材を協会の方々、料理長が加盟しているホテルなどで、美幌町の食材を使っていただくという計画を現在立てているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １２番上杉晃央さん。

○１２番（上杉晃央君） 食という北海道の魅力の情報発信は大事な視点だと思います。ぜひ期待しています。

あわせて、先日、サンドウィッチマンが美幌高校に来たテレビ番組を見ました。あのように、できればテレビ会社とうまくタイアップして、何らかの形で情報発信をできるような方法も考えていただきたいと思います。サイトの動画だけではなくて、いろいろな方面に働きかけて、ぜひ美幌の情報を外に発信していただきたいと思います。

店名は申し上げませんが、新たに移転した豚まん屋は今でもすごく人気で、やはりテレビの影響力はすごくありますので、ぜひ機会を捉えて、そういったところにもチャレンジをしてほしいと思います。

○議長（大原 昇君） ３番大江道男さ

ん。

○3番（大江道男君） 91ページの政策推進事業で、移住実績全般及び東京からの移住実績、今後の見通しについて疑問点をお届けしております。

これは、5年間で19名の実績があるということです。東京からの移住者は2名であるということで、事前に回答をいただいておりますので、それを踏まえてお聞きしたいと思います。

今年度はなかなか厳しい状況で、オンライン相談会への問合せが19件あったということですが、この中身について、特に大都市圏からの問合せがあったのか、また、問合せの内容について特に追加して聞かせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、19件の問合せの中の3分の1ぐらいは、来年度の令和3年度の移住体験住宅は募集するのか、ぜひ美幌町に行きたいという問合せです。あとの3分の2につきましては、今日も、東京圏の方から美幌町の土地を見に行きたいという問合せがありましたし、ぜひ移住したいのだけれども、仕事を探しているといった具体的な話をされる方も増えてきているというのが実感でございます。それは数値的にも表れております。一人は、残念ながら、希望する職種が見つからないということで、すぐには移住できないということだったのですが、実際に美幌で生活する上での具体的な質問が3分の2でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 93ページ、政策推進事業、空き家等除却費補助金500万円の事業内容の詳細及び予定対象物件数についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御

質問にご回答いたします。

空き家等除却費補助金は、管理不全の空き家の解消と定住を促進するため、空き家の解体費用の助成を行おうとするものです。

予定対象物件数は、一般型と新築型を合わせて8件を見込んで予算計上しております。

事業内容ですが、事前受付期間は令和3年4月1日から4月30日を予定しております。

補助区分といたしましては、空き家を解体し更地にする一般型と、空き家等を解体し、更地にした後、2年以内に跡地に住宅を新築する新築型の二つとしております。

次に、主な条件ですが、まず、対象者は法人を除く個人で、建物の所有者またはその相続人としています。居住地は町内外を問いません。

次に、対象物件は、一般型、新築型共に1年以上使用されていないもの、美幌町都市計画区域内に所在するもの、賃貸用や業務用としての用途を除く一戸建ての住宅としております。

さらに、一般型は、現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく不良住宅と判定されたもので、新築型は昭和56年5月30日以前に建築されたものとしております。

次に、施工業者につきましては、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている、または建設リサイクル法に基づいて解体工事業者登録を受けており、町内に事業所等がある業者による解体工事であることとしておりまして、これら全ての条件に該当するものとしております。

最後に、補助金額ですが、一般型は除却費の2分の1で上限額を50万円、新築型は除却費用の5分の4で上限額を100万円としております。

以上、御回答いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 4 番高橋秀明さん。

○4 番（高橋秀明君） ありがたい補助金だなと思うのですけれども、一般型 50 万円と新築型 100 万円ということで、一般型においては、解体費そのものが分別が始まる前はかなり安かったように思います。その後、解体費が高くてなかなか解体に踏み切れない、朽ち果てるまで置いておくしかないというのが現実だろうと思います。

そこで、なぜ 100 万円と 50 万円に分けたのか、逆に一般型も同列にしたほうが町の美観や危険度からいっても早く進むのではないかなと思うのですけれども、もう一つは、これに該当する一般型に関する総体数です。多分、空き家対策で 1 回調査をしておりますので、これに該当する総数の予定が分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、実際に解体業者に金額の聞き取りを行っております。平均の一戸建て住宅の平均的な平米数に対して、大体 100 万円から 120 万円の工事費で現在解体が行われているということであります。

その 2 分の 1 ということで、あくまでも個人の資産に対する補助ということで 2 分の 1 の補助率を考えて、上限額を大体 50 万円という設定をさせていただいております。実は、国の補助金が 2 分の 1 入っておりますが、全国的に空き家が問題になっていきますが、国の令和 3 年度の予算額は、北海道に配当される予算額も相当厳しい状況となっております。ですから、本当は件数と金額等をもっと上乘せしていきたいという考えもあったところですが、そういったことも鑑みまして、上限額を一般型 50 万円、新築型は経済効果を見込んで 100 万円という設定をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 総数ですけれども、一般型は 6 件、新築型は 2 件という内訳を積算しておりますが、申込みの状況によりまして、一般型で上げてくる不良住宅に該当しないものもあると思いますので、棟数については、実際に受け付けた中で、全体で考えていくということで、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

失礼いたしました。

町内の対象となる空き家の件数ですけれども、A、B、C、D とランクをつけておりまして、対象となるだろうと思われるランクが C と D になりまして、昨年度の夏に調査した結果、C ランクが 71 件、D ランクという最も危険なものが 4 件ということで、合計 75 件が対象となると思われます。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 空き家対策に関連して、申込み多数の場合は予算オーバーになるのですけれども、そういうところは酌まず、そのまま来年度以降に申し込んでくださいということなのか。

また、古いものだと店舗等にリフォームできると思われるのですけれども、それとの違いや兼ね合いというのはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問の申込みが多数の場合ということですが、令和 3 年度は、国の補助金の関係もありますので、予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

また、古い店舗の活用という部分ですけれども、店舗リフォームという制度もありますので、そちらを活用していただくような形になると思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） その件に関しては分かりました。

対象物件の場所につきまして、都市計画区域内に所在するものとなっていますけれども、都市計画区域外のものは対象にならずということですね。確認します。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問ですけれども、基本的にどんな物件でも解体の対象になるわけではございません。解体の補助を入れるということですので、それなりの劣化度が必要となってくると考えておりますので、現地調査を行って、住宅地区改良法に基づく不良住宅と判定されたものを対象として、さらに、空き家については、例えば道路に面している住宅で危険度が増しているものが一番問題となりますので、そこを重点的に改善していきたいという趣旨もございます。

そういった意味で、今回、農村地区は対象とせず、市街地の中ということで、都市計画区域内に所在するものということで制度を策定させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 最後になりますけれども、対象にする家屋が75件ということですが、その方々への周知はどういうふうにされるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 周知につきましては、基本的に広報紙とかホームページで既に周知をしているところでございますが、実際に町外者が所有者ということもありますので、その方に関しては、こういった制度ができましたという文書を郵送することも考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8 番古舘繁夫さ

ん。

○8 番（古舘繁夫君） 今、主幹からいろいろとお話をいただいた中で、管理不十分というお話がありました。この管理不十分というのは、何か定義づけられたものがあるのか、お尋ねしたい。

また、要件を全て満たすものという御説明もありました。案外、ハードルが高いなという印象ですが、国の補助でもあるのでと言いながら、伊藤議員がお尋ねいたしましたけれども、オーバーの場合には補正も組まない、予定している件数でやめるというお話であります。

この空き家を4ランクに分けたというお話ですが、CとDの扱いについて、文書を出すお考えもあるという話ですが、それは考えなのか、やるということなのか、行政用語というのは考えていたが、実行しませんということもあったような気がします。やるならやると言ってください。予定をしているというので終わるなら、それもよしです。コピーがないのだから、切手代がなくなったなと思えばいいのですから、その辺ははっきり言っていただくほうがいいと思うのです。これは、案外、町民の皆さんの関心度は高いですよ。

しかし、今の主幹の説明は、町民の関心度は高いけれども、これだけのお話をされていて、内容を全て満たす者となると、私は無理だなと思う方もぐっと増えると思うのです。今回、近隣の町の空き家住宅の解体についてのリサーチをされていますね。案外、美幌から比べるとハードルが低いです。それも含めてお話したい。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） まず、前後しますが、文書につきましては、今回、議決をいただけた場合に、4月から受付を開始いたしますので、3月の最終週には送るように、今、準備を進めているところでございます。

全体の対象物件につきましては、オホー

ツク管内の全町の調査も行っております。北見市も去年から始めており、網走市も始めております。本町も、遅れた部分があるのですけれども、令和３年度から行いたいということで制度設計を進めてきた中で、ほかの担当者にも確認を取ったところ、先ほども言いましたが、やはり国の予算は相当厳しい状況ということで、枠取りが厳しいと。さらに、審査についても、補助金が入りますので、ほかの市町村の担当者への聞き取りでも、何でもかんでもオーケーだよという時代がもう終わって、北海道からも相当指導を受けていることが分かりました。さらに、限られた予算の中で、１年たった全ての空き家を対象にすると、受付件数も申込件数も相当な件数になるだろうと。やはり、初年度につきましてはこういった中で取り進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。（「管理不十分の定義」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 管理不十分の定義につきましては、住宅地区改良法に基づく不良住宅というところで判断させていただいて、点数をつけていくこととなります。

管理不十分というか、実際に管理されている、されていないというところにつきましては、なかなか判断しづらいところですので、法律に基づく不良住宅と判断された場合に対象となると御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） ８番古舘繁夫さん。

○８番（古舘繁夫君） 今、主幹が言ってくれたのは、点数があるのだという話で、例えば、屋根が飛んで、鉄板が飛んで、壁のモルタルがもう剥がれているのだという話をいただいたほうがいいですし、また、そういう周知の方法のほうが町民は案外受け止めやすいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） まさに今議員がおっしゃったようなものが対象となるのは間違いありませんので、今、ＱアンドＡを作っている最中でございます。それも、できるだけ早めに、３月の最終週に町民の皆様にお知らせできるように、現在、準備を進めているところでございますので、できるだけ分かりやすく周知していきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） 今と同じところですが、空き家の持ち主にはどのように周知するのでしょうか。町内にいる方ばかりではないと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 岡本議員の御質問に御回答いたします。

空き家等除却費補助金につきましては、広報及びホームページで周知するほか、事業者でもあります不動産・解体・建築事業者への説明を通じて、対象者に幅広く周知する予定です。

また、当町に所在する空き家であれば、町外在住者も対象とする予定のため、一定程度の危険度を有する空き家を条件に、町外在住の所有者、または、その相続人の方に対しても文書で周知する予定です。

さらに、令和３年度予算では、補助金のほかに民間が実施している空き家管理等のサービスを総体的にまとめたパンフレットを作成する予定でありまして、活用方法といたしましては、固定資産税の相続手続の際に手渡しするほか、民間事業者を通じた周知や固定資産税の通知時に同封するなど、幅広く効果的な周知ができるよう検討してまいります。

以上、御回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子

さん。

○11番（岡本美代子君） 町外の方には固定資産税の通知のときに民間のパンフレットを入れるということによろしいですか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 民間事業者を通じて制度を周知していただくという考え方になります。パンフレットの中には、民間事業者がやっている空き家管理サービスの部分も入れて町民に対して周知するのですけれども、除却の補助金の制度などにつきましては、民間の不動産会社の方々にお願いして周知をしていただくという考え方の2通りになります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和3年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 予算書95ページの辺地対策費の多目的バス運行委託料994万2,000円について、運行経費や固定費が支払われる方式に変更したという内容は了解しましたが、運行距離数が前年度より4,300キロメートル増えの予算計上ということで、この辺が増加している理由等について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 多目的バスの距離の増加の関係でございますが、予算の前に運行の取りまとめを行わせていただきまして、前年度と比べて4,300キロメートル増加したということで、主

な内容につきましては、小中学校の部活動、課外授業、老人クラブや社会福祉団体などによる事業や研修、農業委員会や期成会などによる視察出張などがございまして、このトータルが前年度の予算時より4,300キロメートルほど増えているというものでございます。

よろしく願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 95ページ、生活バス路線運行維持費補助金2,637万7,000円の事業内容及び運行内容についてお知らせいただきます。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

生活バス路線運行維持費補助金についてでございますが、本町の生活バス路線として補助金の対象としている路線は6路線でございます。

地域間幹線系統は、北海道北見バスが運行する北見美幌津別線と北見美幌線の2路線となっております。

地域フィーダー系統は、阿寒バスが運行する美幌循環線、北海道北見バスが運行する美幌高校線、美幌北海道交通ハイヤーが運行し、農村地区と市街地5か所を結ぶ乗り合いタクシーの3路線となっております。

市町村単独路線は、北海道北見バスが運行する美幌津別線の1路線となっております。

この6路線に対しまして、地域間幹線系統は896万2,000円、地域フィーダー系統は1,452万2,000円、市町村単独路線は289万3,000円の補助金となっております。

補助金の算出方法でございますが、国の地域公共交通確保維持改善事業に基づきまして、運行に要した経費、人件費、車両経費などから、運賃などの経常収入を控除した不足分を、地方幹線系等は、国、道、美

幌町で、それから、地域フィーダー系統は国と町、市町村単独路線は運行地域に係る市町村が補助するものでございます。

なお、それぞれの系統については、国の事業に要件が定められており、地域間幹線系統は、複数の市町村にまたがり、1日当たりの計画運行回数が3回以上であり、かつ、1日当たりの輸送量が15人以上150人未満の路線を言います。

地域フィーダー系統とは、地域間幹線系統、もしくはJRにアクセスする機能を有する路線であり、かつ、乗員が1回2人以上の路線を言います。

市町村単独路線は、国の地域間幹線系統の補助要件に合致せず、市町村が単独で補助する路線を言います。

美幌津別線につきましては、美幌町と津別町が補助している路線となります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 分かりました。

その中で、市町村単独路線289万3,000円、これは美幌町、津別町の間の路線ということで大事な住民の足だと思えますけれども、前年度でも構わないのですが、利用人数といいますか、実績を参考に教えてください。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

美幌津別線につきましては、令和2年度の見込みでございますが、輸送人員は9,396人、参考に、平成31年度につきましては1万1,554人となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 予算書の97ページになります。

住民活動推進費のうち、住民活動推進事

業、集会室維持管理委託料402万5,000円についてお伺いいたします。

算定見直し前と見直し後の委託料及び見直し箇所について、青稲地区ふれあい会館、地域用水広報館及び東町集会室を例に御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁を申し上げます。

集会室維持管理委託料は、光熱水費、電気、ガス、水道の基本料相当額と維持管理費、除雪、草刈り、敷地管理などの合計額を指定管理者に支払っておりますが、自治会の会員の減少により、集会室の管理運営に支障を来していることから、令和元年度の利用回数、利用時間を基に、使用料収入と維持管理委託料で収支が赤字にならないように見直しを行いました。

主な見直しの内容でございますが、光熱水費は、集会室の設置設備の性能及び使用形態に応じた電気料金に見直しを行いました。

例えば、集会室についている浄化槽ブロアは、集会室ごとに設置されている設備が異なりますので、その機器ごとに電気料金の見直しを行いました。

維持管理費につきましては、新たに一般利用回数に基づきまして、施設管理業務に対する維持管理料を新設し、今回対象とさせていただきます。

また、集会室の面積に応じた敷地管理に対する維持管理費の見直しも行いました。これは、敷地面積が大きくなると、除雪や草刈りの面積も大きくなることから、一定の面積以上の敷地を維持管理する集会室につきましては、維持管理費を増額したものでございます。

また、その他といたしまして、集会室の運営に合わせた必要経費の見直しを進め、集会室と隣接するパークゴルフ場の維持管理費や冬期間のトイレの暖房器具に係る電気料など、それぞれの集会室の状況を確認

し、必要な経費の見直しを行いました。

なお、青稲地区ふれあい会館は、市街地における指定避難所となっており、集会室の管理業務に加え、指定避難所維持に必要な業務を遂行するため、維持管理費を加算しております。

また、一部の集会室では、令和元年度の使用料の減免相当額を加算しております。

御質問の青稲地区ふれあい会館につきましては、指定管理避難所維持に必要な維持管理費、また、敷地面積に応じた加算、今回新たに新設いたしました一般利用回数に基づく施設管理業務に対する維持管理費を新設して加算しております。

東町集会室、元町にある地域用水広報館も、一般利用回数に基づく施設管理業務に対する維持管理費を新設し、加算しているところであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今の集会室の金額の中身の確認ですけれども、今の説明を聞いていまして、もらっている資料の17ページ、18ページの対比を見ているのですけれども、全体で100万円上がっているのです。今の説明だと、維持管理経費の分を加算したとなれば、その経費というのは人件費でいくのか、何の経費なのか。ここで言うところの光熱水費という部分が相当変わっているわけではないのです。

そうすると、この維持管理経費で3万5,000円のところが12万円になれば、人件費を払うのであれば、給与の支払い団体登録等の必要とか、そういう給与関係についての確認はどうか。そして、実際にかかる経費は本当に人件費なのか。

そうではない経費の分があるとしたら、今まで上がった自治会は、今回は約100万円上がっていますが、自治会がかぶっている説明だとは思えないので、加算したと

いう意味合いなのですけれども、本当に加算の話なのか、かぶっているのを埋めたのかというところの説明をもう一回お願いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） ただいまの御質問でございますが、例えば、施設管理の面積が広くなったら、その分を加算させていただいています。除雪とか草刈りに対する費用として加算しておりますので、そこは地域の皆さんが参加して管理していただいているということで、人件費に相当するかもしれませんが、集会室の維持管理料として積算して、面積に応じてとか、利用回数が増えることによって管理業務が増えるということで加算しておりますので、具体的に人件費かどうか区別してやっているわけではありません。

ただ、それぞれの集会室で利用が多ければ、面積が広ければという違いがありますので、そのあたりについてきちんと確認して、見直しをさせていただいたということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 積算根拠ということで挙げたのですけれども、何に使っているか分からなくてお金を上げるというのは、人件費ではないのですか。何の経費なのですか。分からないけれども、認めてくれって言われても、これは人件費ではないのですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今回、委託料の見直しをさせていただいております。各自治会で、会員の減少により、自治会運営が厳しいということも重々承知をしている中で、地域集会室は自治会活動の拠点になっておりますので、その集会室を適切に管理運営していただくことで、自治会活動をしっかり後押ししてい

たいということで、今回、委託料の見直しを行っているところであります。

今、ご指摘いただいた維持管理費ですけれども、1回目の御答弁のときに御説明しておりますが、除雪や草刈り、敷地の管理に関わる経費ということで、例えば、草刈りであれば、草刈りを年に何回か行う際に、ごみ袋も必要になるでしょうし、出役をいただいた皆さんに飲み物を出すとか、そういう経費も必要になってございます。

さらに、除雪につきましては、その自治会で除雪機を持っているところであれば、当然、燃料費等も必要になるということで、もろもろの経費で、実費をそれぞれ自治会の役員が負担をしているという実情もございましたので、今回、委託料の算定の見直しを行ったというところでございます。

いずれにしても、集会室をしっかりと管理していただくということは、自治会活動がしっかり前進することになりますし、まちづくりのパートナーである自治会を行政としてもしっかりと支えていきたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 最初に赤字補填をしたのかという回答がなかったものですから、今、部長の言うところの自治会長なりがかぶっていた部分があったとなれば、それは大きな失態だったと思います。

ただ、答弁の中で、自治会に対しては、昨年、各自治会に経費を若干加算して行政支援を増やしたと思うのです。それでも集会室を持っているところは赤字補填が間に合わなかったので、今回、それを正式に見直したというふうに解釈して、なおかつ自治会長たちの自己負担をなくした、除雪費用や草刈りのごみの費用等についても行政で負担することにした、これで集会室等の管理費については自治会の負担が全くなく

なったと解釈していいのですね。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 現状において、各自治会で持ち出しをするような状況をこれで回避できるのではないかと認識してございます。

特に問題であったのは、集会室の一般利用が多いところですよ。例えば、青稲会館ですとか、広報館とか、こういったところは、一般利用にしっかりと対処するために管理人を独自に置いたり、そういう運営に当たっていただいております。当然、管理人を配置するということになれば、応分の負担が生じているということでございますので、そういった経費の負担も含めて、自治会活動の重荷になっていたということも事実としてございました。そういったものを、今回の委託料の見直しで解消できると私たちは考えてございます。

本定例会に指定管理の更新についても議案をご提案させていただいておりますので、そのタイミングも合わせて、今回、見直しをさせていただこうという趣旨でございます。ご理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今の説明にあったとおり、各自治会においては非常に懸案だったと思います。改正については非常にいいことだと思います。

最後にもう一回確認したいのですけれども、先ほどの御説明の中で、光熱水費、維持管理料の見直し、収支で赤字にならないようにということでしたが、例えば、決算期において使用料収入が大幅に減額になり、結果的にこの委託金をもって赤字になった場合についての考え方はどうなのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 齊君） 先ほども御答弁させていただきましたが、令和

元年度の一般利用回数を基本に、使用料と今回の維持管理委託料によって収支が赤字にならないように積算をさせていただいているものでございますが、極端に回数が減って、これが赤字になったという場合についての補填は現在のところは考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今の答弁では、赤字にならないように見直しして、当初予算を計上したのだから、その分で間に合うのではないかということですが、状況が変わって、せっかく見直ししても赤字になるようなことがあるので、例えば、次の年度においてそれを勘案するということも考えていないのかどうか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

先ほどもお話をさせていただいたのですが、維持管理委託料の中に、新たに一般利用の回数に応じた管理料を新設させていただいております。例えば、令和2年度で言うと、新型コロナウイルスの関係で閉鎖していた期間がございます。2年前の使用回数に基づいてそれを積算すると、閉鎖したときには維持管理料も下がるのではないかと地域から問合せがございましたが、この指定管理の期間につきましては、その回数は変えません。先ほど部長からもお話がありました、青稲会館など利用の多いところは、利用が多いなりに維持管理料として委託額を増やしておりますので、使用回数がぐっと減れば話は別ですけれども、多少の増減については、新設した維持管理料の中で吸収できるのではないかとということで意見交換をして、この制度をつくっておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子

さん。

○10番（坂田美栄子君） 私から、97ページの住民活動推進事業についてお伺いいたします。

手作り出店実行委員会負担金の280万円は、100万円増額となっておりますが、増額内容と出店者の募集方法についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

美幌ふるさと祭りは、美幌町手作り出店実行委員会が主催し、令和3年に第30回を迎える予定となっております。100万円の増額は、30回の記念として、エア遊具の更新や記念事業を検討しておりますが、まだ実行委員会での協議、検討が進んでいない状況となっております。

なお、エア遊具につきましては、更新のための積立てを行っており、令和3年3月末の積立金は170万円ほどとなる予定でございます。

また、出店者の募集方法についてでございますが、主催者の手作り出店実行委員会です。具体的な内容の協議が進んでおりませんが、通常どおりの開催であれば、出店者の募集は、これまでと同様に7月頃に実施されるものと思います。しかし、新型コロナの影響もあり、開催内容など、例年からは見直される可能性もございます。

具体的な開催内容等を実行委員会です。協議、検討された後、発表されますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 増額になったのは、30回の記念行事としてということで理解いたしました。

エア遊具の更新や記念事業ということになっておりますけれども、例えば、エア遊具だけにするのか、記念行事はこれから検

討される内容だと思うのですが、子供たちが楽しめる遊具をもう少し増やしてもいいのではないかという思いがありましたので、そのことについてお伺いしたいのが1点です。

それから、出店者の関係ですが、令和2年はコロナの関係で出店が取りやめになりましたし、その前はブラックアウトで厳しい状況が2年続いております。そして、出店されるお店もどんどん減っていく状態ではないかと思っていますので、新たな考え方で出店者を募っていかないと、どんどん減っていく状況が続くと、美幌のふるさと祭りが開催できなくなるのではないかと危惧をしております。

それから、出店する人たちの負担も検討の一つに加えていただきたいと思います。例えば、子供たちを中心とした出店ですと、手弁当でもなかなか出店料に追いつかない状況もあります。食料品関係のところは、それなりの出店料を納めても何とか維持できる状況はあると思うのですけれども、そういうところをきちんと精査した上で、出店する人たちに募集をかける方法、それから、皆さんが出店できるように状況を少し緩和していかないと難しいのではないかと思います。そのことについてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

まず、1点目の遊具につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、エア遊具の更新と30周年の記念に何かできないかということを考えておりますが、いかんせん、コロナ禍なものですから、実行委員会での話がまだ始まったばかりで、なかなか進んでいない状況でございます。エア遊具を増やしてお祭りを楽しんでもらえるようにというお話だったと思いますので、今後、それも実行委員会の中で話合いがされていくようになればと思います。

それから、出店者にとって厳しい状況ということですが、昨年は、祭りを開催するのかもしれないかということで実行委員会を開催して、出店者の方もしろいろな準備があるということで、早めに判断をさせていただいた状況でございます。

議員がおっしゃったことも踏まえまして、今年度もいろいろな角度で実行委員会では検討すると思いますので、ただいまのお話なども踏まえて、今後、実行委員会として検討ができるようにしっかり対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 同じく、97ページになります。

びほろの活力共創事業補助金200万円についてですが、旧まちづくり活動奨励事業補助金との変更点についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

びほろの活力共創事業は、令和2年度に内容の見直しを行ったまちづくり活動奨励事業について、令和3年度に事業名を変更したものでございます。

令和2年度に行いました見直しの主要内容について御説明させていただきます。

ソフト事業の補助期間を最大3年間までに延長しております。従来は1年間のみの補助でございましたが、ソフト事業の1年目を対象経費の10分の10以内で限度額を50万円、2年目は対象経費の10分の8以内とし、限度額を40万円、3年目は対象経費の10分の6以内とし、限度額を30万円とする見直しを行っております。

ハード事業につきましては、対象経費の10分の5以内、限度額を100万円としているところでございます。

また、令和2年度から、審査委員会におきまして、応募団体からの事業内容の説明をいただくという見直しを行っているものでございます。

名称を変更した理由でございますが、これまでは事業名のまちづくり活動に目が行きがちですが、従来からまちづくり活動と地域コミュニティの育成を目指しており、今回、改めて事業名を変更することによりまして、町民自らがまちづくりをテーマに集い、グループを形成し、仲間を募って携わる人の輪が広がるなど、町民が企画、実践する事業に多くの人が集まって生まれる美幌の活力と、目指すコミュニティの育成を共創という言葉で表し、幅広く関心を持っていただき、住民参加のまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） もともとまちづくり活動奨励事業補助金というのは、美幌独自の非常にいい補助金だと思っていたのですが、再度、二つほど伺いたいと思います。

まず、今回、最大3年間まで延長されておりますが、これを単年のみで使いたいということに対しての対応は可能なのかどうかということがまず一つです。

それから、この活力共創事業というのは、住民がもっともっと元気になって美幌町の活力を上げていきたいということで、多分、町としても使って頑張ってほしいという思いでこの補助金を創設されていると思うのですが、募集要領を見せいただきましたら、審査委員会が副町長から部長の皆さんとなっております、応募団体から事業内容の説明をしていただかなければならないということで、これを気軽に使えるのかなと疑問に思いました。

若い人たちが楽しくまちを盛り上げて、頑張ってもらいたいという思いでこの補助金を創設されていると思うのですが、審査がちょっと厳しいのではないかと、気軽に申込みができるのかというところを懸念していますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） まず、1点目の御質問の単年のみで可能かということでございます。

今回、最大3年間とさせていただいたことにつきましてお話をさせていただきます。

この事業は、最初に補助金を受けて実施して、その後は、自主運営で事業が続いていけばという思いもございます。もちろん、資金調達や起業、企画運営、関係者との調整などのノウハウがないと、事業を推進し、継続していくことはなかなか大変なことだと思います。

しかし、事業を行う上で、最初の壁である資金調達をこの事業で支援することによって、集まった人たちが知恵を出して協力していくことで、ノウハウを身につけ、地域に根づいた事業へと育っていくのではないかと、そんな思いを込めながら、びほろの活力共創事業という名前とさせていただきました。

その中で、3年以内ですから、単年で事業を展開して、この事業の趣旨にのっとっていくのであれば、3年間使わなければ駄目だというものではないとご理解いただければと思います。

それから、気軽に使えないのではないかとというお話もいただきました。

タイトルを見て、どういう内容なのかということを理解していただくために、例えば、これまで採択になった事業などを示しながら、チラシを回覧したり、ホームページに載せたり、町の広報などでご案内をさせていただきました。

ありがたいことに、このたび、数件の問合せや相談などもいただいております。そのような相談をたくさんしていただくことによって、制度の中身や私たちの思いが伝わって、もっともっと利用していただき、町民活動のまちづくりが推進され、新たな人のつながりや関係性が生まれることを期待していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 早速、数件の問合せがあったということで、非常にいいことだと思います。これは、申込みの後の審査委員会でプレゼンをするということですが、例えば、日中働いている若い人たちが何かやりたいということで、この審査委員会は平日の日中に来てくださいとなると、なかなか難しいと思うのですが、夜間や土・日の審査委員会の対応も可能なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木 斉君） ただいまの御質問でございますが、この事業活動を説明していただくというのは、その方たちの詳しい事業の中身をお聞きする重要な場面でございますので、そういう申入れがございましたら、随時対応してまいりたいと考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 予算書 101 ページになります。

総務管理費、諸費のうち、防災対策事業、防災資機材備蓄倉庫実施設計委託料 388 万 3,000 円についてお伺ひいたします。

次の 3 点について御説明いただきたいと思ひます。

1 点目は、新たな防災備蓄倉庫の建築に

至った経緯と役場北側を選定した理由です。2 点目は、新備蓄倉庫建築に必要な経費とその財源についてです。3 点目は、現報徳備蓄倉庫の今後の利用方法についてです。

以上、3 点について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） お答え申し上げます。

先月竣工しました役場新庁舎につきましては、防災拠点として位置づけられているところでございます。

地下に 2 か所の防災資機材倉庫が設けられているところですが、今回のコロナ禍によりまして、マスクとか消毒液といった感染対策資機材の保管が新たに必要になったということがございます。

一方、既存の防災資機材についても、現在、報徳の防災資機材倉庫、旧美幌中学校、旧給食センター車庫などに保管しているところでございますけれども、通常の防災資機材についても年々増加しているところでございまして、各保管場所が狭隘化している状況にございます。

そういうことから、やむを得ず分散保管ということで対応しているところですが、実際の災害対応時におきまして、この分散保管は非常に非効率な保管状況だと認識しております。

防災担当としましては、新たなスペースの確保や資機材の集約化ということを課題に思っていたところでございます。今回、資機材倉庫につきまして、発災時に即応性とか機動性などを持って対応することができるよう、役場に隣接した北側敷地に建設させていただきたいと考えているところでございます。

2 点目の建築に必要な経費とその財源についてでございます。

今、予定している中では、敷地内に防災

倉庫の建設、トラックやマイクロバス、タイヤショベル等の大型車両の駐車スペース、公用車両の維持管理用のスペースとして利活用をしたいと考えているところでございます。

防災備蓄倉庫につきましては、その収納予定量から延べ床面積として230平米程度を想定しております。

また、公用車維持管理用としまして、平屋倉庫、周辺整備を行うこととして、建設経費については約5,000万円程度を考えてございます。ただ、実施設計において、詳細につきましてさらに精査を重ねて、コスト減を図りながら、最終的な工事費を設定していきたいと考えているところでございます。

財源につきましては、緊急防災・減災事業債の充当を予定しているところでございます。

3番目の現報徳備蓄倉庫の今後の利用方法でございますが、北側敷地に倉庫が竣工した後、報徳の防災倉庫におきましては、ゴムボートや救命胴衣、備蓄燃料や予備資材等、2次的に使用するものを報徳に保管したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 説明をいただきました。

その中で、分散保管は非効率だという御説明をいただきましたが、私は、特に備蓄品については、リスクを回避するために分散管理をしたほうがいいと思います。それを含めて、報徳倉庫というのは、ハザードマップ上、水没予定地域になっています。美幌橋という障がいになり得る橋もあります。そこに災害対応の資機材を置いておくということは、当然、いざ何かあったときに取りに行けないリスクが十分あると思います。そういう観点と、老朽化や狭隘化で必要なのだという御説明もいただきました。

それらを全部含めて、今後、ほかにも必要になってくると思うのですけれども、そういう備蓄倉庫の整備の計画があるのかなのか、あるいは今後の建設予定があるのかなのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） まず、今後の建設予定ということについて御答弁したいと思います。

現在の資機材の備蓄量、備蓄計画に基づく今後の購入量等々を含めて容積計算をしたときに、もし北側に建設させていただけたとしたならば、倉庫と庁舎の地階、報徳において全て収納できる予定でございますので、新たな倉庫の建設は、よほど突発的に大型機械が必要だという事案が生じれば別ですけれども、現状のものであれば収納し切れると考えているところでございます。

また、報徳の立地に関してですけれども、繰り返しの答弁になってしまいますが、2次的に使用する品目を報徳に集約しようと思っております。

地震になるとつらいものがあるのですけれども、水害であれば、ある程度予測がつかますので、向こうに渡れないなどといった事案が起きる前に、物品をこちらに運搬するというような対応を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、1項総務管理費を終わります。

次に、2項徴税費、102ページから103ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、2項徴税費を終わります。

次に、4項選挙費、104ページから107ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、4項選挙費を終わります。

次に、5項統計調査費のうち、1目統計調査費、106ページから107ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、5項統計調査費のうち、1目統計調査費を終わります。

次に、6項監査委員費、106ページから109ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、6項監査委員費を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時15分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和3年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

次に、2款総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費、104ページから105ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、3項戸籍住民基本台帳費を終わります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、110ページから121ページまでの質疑を許します。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 111ページになります。

社会福祉推進事業、ボランティアポイント事業補助金36万4,000円の事業の内容について、詳細をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

事業名称は、ささえ手くらぶになります。

美幌町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録した方は、社協が認定しますボランティア活動や社会活動に参加することでポイントが与えられ、たまったポイントは地産品等に交換できる事業となっております。

町は、対象事業経費の2分の1を補助いたします。

ポイント交換までの流れについてですが、①登録希望者は、ボランティアセンターに登録いたします。こちらは、窓口、電話、ファクス、メールでの連絡が可能となっております。②ボランティアセンターに登録いたします。ポイントカードが交付されます。③社会福祉協議会が認定する各プログラムに参加後、カードにポイント分のスタンプが押されます。④50ポイントたまりますと、ボランティアセンターにカードを提出し、くじ引きの結果で景品がもらえるという流れになってございます。

詳細につきましては、社会福祉協議会で作成している令和2年度に実施されました別添資料をご参照いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、ボランティア不足が顕著になってきておりますので、こういった取組はすごくよいものだと思うのですけれども、参考資料を見せていただき

ますと、景品の一例ということで、美幌町の特産品などになっているのですが、こういったものの選定というのはどのような形になるのでしょうか。

また、ボランティアに参加する方々に、こういうものがあるのだと知ってもらえたら、ボランティアに参加するためのきっかけになるのかなと思うのですが、そういった周知はどのような形で行うのか、もしくは、そういったところを取り上げて周知などをされるのかどうか、伺いたいです。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、まず、景品の選定でございますが、次のPRも含めまして、先ほども御説明させていただいたように、社会福祉協議会が実施主体となっておりまして、ボランティアセンター運営推進委員会で協議をされながら事業を取り進めていただいている状況で、令和3年度の事業内容につきましても、素案はあらあら固まっているようですが、来週の委員会で最終的に決定されるということです。

詳細につきましては、申し訳ないのですが、こちらでお答えしかねると思っておりますけれども、情報をご紹介させていただきますと、地場製品の選定は、運営委員会の中で図られるということでございます。

また、PRにつきましては、地元紙にチラシを折り込む予定でありまして、こちらは年3回のプログラムを予定しているということなので、3回周知するような広報活動を予定しているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 1点だけ、ポイントがたまったら商品をいただけるという

のはいいことだと思いますが、くじ引き結果で景品ということは、ポイントをためても全員には当たらないという理解ですか。

私は、もともとこのことを提案して、こういう形でスタートすることを応援しているのですが、基本として、ポイントがたまったら、抽せんではなくて、皆さんに等しく地元の製品を提供するという発想にならないのですか。

社協の事業だから行政側はそこまでは関与しなかったのか。私は、すべからず皆さんが一定のポイントを集めたらそれを差し上げるのが本来のボランティアに対する啓発という意味でいいのかなと思いますが、その辺について、行政はどのような見解なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、くじ引きについて説明が足りなかったかもしれませんが、全員に当たるのです。いろいろなパターンの景品がございまして、値段の幅もありますが、そちらを一つにまとめて、それを選ぶということです。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 誤解されやすいので、商品は何が当たるか分からないけれども、全員に当たるということをいろいろな機会に周知してあげてください。私も勘違いいたしました。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 113ページ、障害者福祉施設維持管理事業、修繕料ということで、この具体的な内容及び修繕後の維持管理費の町の負担についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） お答えいたします。

具体的な内容につきましては、別添資料

の図面、修繕内訳のとおりとなっておりますけれども、お開きいただきますと、給排水設備等ということで、税込み356万4,000円、電気設備107万8,000円、消防設備46万2,000円、施設修繕437万8,000円、屋根修繕70万4,000円、防火シャッター鍵交換1万9,800円、小破修繕100万円、合計で1,120万5,800円となっております、予算上は1,120万6,000円となっております。

参考までに、建物の平面図を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

修繕後の維持管理費につきましては、これまでのゆうあいセンターと同様に、施設に係る経費、光熱水費等でございますけれども、こちらを町で負担いたしますが、ゆうあいセンターを利用していた際にも、燃料費についてはそれぞれの事業所が負担していたことから、施設移転後は、ゆうあいセンター利用時の燃料費相当分を使用料として利用団体に負担していただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいま説明したところですが、その内容につきまして、現在、若干変更となる可能性が出てまいりましたので、補足説明をさせていただきますと思います。

実は、2月末に建物内を巡回した際に、建物の2階の広場の一部に雨漏りが発見されたところでございます。

その原因を調査しましたところ、陸屋根になっているのですが、その陸屋根から雨水を落とすためのドレーン管が凍結いたしまして、途中で破損したため、屋根裏で雨漏りが発生したことが判明したところでございます。

また、そのほかの屋根の部分につきましても老朽化が著しく、先ほど御説明した屋

根の修繕につきましては、全体を塗装するというところで考えていたところですが、今後の耐久性を考えたときに、防水機能の高いウレタン塗装に変更したいと考えているところでございます。

また、雨漏りにつきましては、現在、応急処置を終えているところではございますが、まだ凍結している部分もありまして、今後、暖かくなって、凍結が解けた状態で、ほかに補修箇所がないかどうかを確認する必要もございますので、状況をさらに調査の上、必要となる金額を出して、なるべく早い時期に補正予算で別途提案をさせていただきたいと考えております。ご理解をいただきたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 続いて質問させていただきます。

旧田島医院から寄贈された土地、建物だと思うのですが、この物件に関しては、行政財産として位置づけするのか、お伺いします。

また、50年以上たっている建物もあるということで、先ほど部長が言ったとおり、不具合がまだこれからいろいろ出てくると思うのです。今回、1,000万円以上かけて修繕しても、後々、またこういうことを繰り返すのではないかと考えます。町として、50年たったものをいただいて使うのはいいのですが、やはり修繕するには限度があるのではないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問ですが、まず一つ目が、旧田島医院の土地・建物を行政財産に位置づけるかということでございます。

こちらは、使用料、光熱水費について、基本的に入居の方々に負担していただくという位置づけの普通財産ではなく、実際には、現在、ゆうあいセンターで負担してい

ただいている燃料費分を今回の旧田畠医院のほうでも負担していただくことになっており、その分の負担軽減ということで、福祉の目的ということで、今回、そのように予算を計上させていただいております。そういったことから、新年度に入りまして、早い段階で行政財産に変更することを現在検討しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

二つ目は、50年以上たっている建物で、不具合の修繕については限度があるのではないかと考えてございます。

こちらにつきましても、先ほど民生部長からも御説明させていただいておりますけれども、建物の以前の管理状況が分からないということで、その可能性は否定できないものかと考えてございます。

そうは言いながらも、今回、福祉基金を充当して修繕させていただくことになるのですが、そういった基金を有効的に活用するということがありますし、建物の管理について元の所有者の方から引継ぎができていない部分はありますけれども、見回りなどをしながら、建物をこまめに点検しているかざるを得ないのかなと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 説明はよく分かりましたし、寄附を断るわけではないですけれども、再利用するときには十分注意してやらないと、後々、また施設費とか修繕料がかかるというのは、やはり負担になると思うので、その辺、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 119ページになります。

障害福祉給付事業、福祉ハイヤー利用助成1,045万7,000円の昨年度の実績について教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、助成基準並びに平成31年度及び令和2年度の実績につきましては、別添資料のとおりとなっておりますので、ご参照いただければと思います。

前年度より減額となっている理由としては、申請件数の減少と使用率の減少が主なものとなっております。

令和3年度予算の積算根拠としましては、過去の申請件数と使用率を参考にして積算しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 1点だけ教えてほしいのは、福祉チケットの部分です。対象者は身体障がい者の1級から3級の方としか書いていないのですけれども、これは要介護の方は対象にならないのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 議員がおっしゃったように、身体障害者手帳をお持ちの1級から3級の方々が対象ということで、もちろん、その中に要介護者の方々が含まれていれば対象になるのですけれども、要介護だけの認定では対象にはなりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 私も質問させていただきます。

乗車料金の基本料金だけ助成をすることですけれども、それぞれの利用者で居住地から目的地まで距離が異なると思うので、一律基本料金のみの助成というのはいかがなものかと思っております。そういうものの基準変更という考えはありませんか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの御質問でございますけれども、基本料金ということで、令和２年度につきましては１枚６１０円、令和３年度も同じ金額の単価で積算してございますけれども、こちらは距離が延びた分の金額を町で負担していくということは今のところ検討しておりません。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ６番伊藤伸司さん。

○６番（伊藤伸司君） 先ほど藤原議員の言われたとおり、対象者の基準が１級から３級という話でありましたけれども、４級から５級の方にも助成するという考えはないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問は、４級から５級までの方にも拡大をということでございます。

こちらは、１級から３級までの方々は、生活される上で、買物に行かれたり、病院に行かれたり、様々な場所に足を運ぶ際の助成ということでございます。

財源にも限りがございますので、今のところ、現行どおりの１級から３級までと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １０番坂田美栄子さん。

○１０番（坂田美栄子君） １１９ページの地域生活支援拠点整備事業負担金７７８万９、０００円は、昨年度より増額となっておりますが、当町で受けられる支援事業のメリットについて御説明願います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） お答えいたします。

別添資料のとおりでございますので、こちらをお開きいただければと思います。

北見地域生活支援拠点等事業内容でございます。

事業名が四つございます。

令和３年度の事業でございますけれども、内容につきまして、障がい者就労支援事業は、障がい者の職場適応の向上等を図るため、相談員や指導員の養成、障がい者雇用の理解促進を図るものでございます。こちらのメリットとしましては、相談員及び指導員の養成やスキルアップ並びに障がい者雇用の理解促進が図られるとしております。

続きまして、発達外来診療医確保事業でございます。

北大の医師を美幌療育病院へ派遣していただきまして、美幌療育病院の機能拡充を図るということでございます。こちらのメリットとしましては、発達外来の医師が派遣されることにより、医師不足により外来受診で対応できていなかった方々が受診可能となり、発達支援の機能拡充が図られるものとなっております。

続きまして、発達支援事業です。

美幌療育病院の作業療法士を１名増員しまして、対象児童等への支援を強化するものでございます。こちらの１名増員されたことによるメリットとしては、発達支援に係る検査や相談等の増が見込まれまして、支援体制の充実が図られるものでございます。

続きまして、基幹相談支援センター運営事業です。

こちらは令和３年度からの事業ということで予算計上させていただいておりますが、センターの本体を北見市内に設置し、サテライトを美幌町内に設置する予定でございます。

センターの運営の内容でございますけれども、一つ目が困難ケースへの支援、二つ目が人材育成支援、三つ目が相談機関との連携、四つ目が計画相談支援資質向上、五つ目が権利擁護・虐待防止の取組、六つ目が自立支援協議会事務、七つ目がその他地域課題解決のための取組、八つ目が重症心

身障がい児者コーディネーター等の配置で
ございます。

こちらの令和3年度の事業費としましては、町の負担としましては562万円となっております。メリットは、総合的な窓口として、センターが設置されることにより、障がい福祉サービスの提供体制が構築され、様々な障がいの種別やニーズに対応でき、相談支援体制の充実が図られるとともに、1市4町との連携も強化されます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 事業としてはすばらしいものと期待はしたいところですが、令和2年度もやっていますということだったのですが、こういう事業の情報が町民の方々にきちんと行き渡っているのか、そこが一番の問題点であるということが一つです。

また、新年度、新たにサテライトを町内に設置するというので、それも期待したいところですが、どこに設置されて、その人たちが利用できるような情報提供を今後どのように進めていくのかということが気になるところです。その辺について、具体的に説明していただけるものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） お答えいたします。

令和2年度の事業につきまして、町民の方々へ情報が行き渡っているのかという御質問でございますけれども、議員がおっしゃるように、正直に申し上げて、周知不足の部分があるかと考えてございます。

町の障がい福祉団体の代表の方々がいらっしゃる自立支援協議会の中では情報提供をさせていただいておりますけれども、町民全体への周知ということはなかなか難しいと考えております。

令和2年度につきましては、1市4町ということで、これは北見市、津別町、訓子府町、置戸町、美幌町でございますけれども、事業がスタートするのがいつからかというところと、事務局を担っている方々の課題と、委託するに当たり、受託される方々の関係ということで、例えば医師の派遣とか作業療法士の確保など、なかなかスムーズに事が進まなかったという面も実はございまして、そういうところが原因の一つではあります。

令和3年度につきましては、議員がおっしゃるように、町民の方々に広く周知していくように、広報、ホームページで周知させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、二つ目のサテライトをどこに設置するのかということでございますけれども、令和3年度に入りまして、1市4町が予算計上しまして、その後に事業者と契約をさせていただくこととなりますので、この場での答弁は控えさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 本当にすばらしい構想だと思っているのですが、やはりきちんと行き渡ってないところに問題点があったのではないかと思います。

町民全体でなくてもよろしいのですが、対象者にはきちんと情報が行き渡るような方法を考えてほしいと思うのです。

また、サテライトにしても、これから検討していく内容ということですが、進めるのであれば、できれば早い段階できちんと進めさせていただきたいのです。そういう意味で、準備を進めていくことが大事ではないかと思いますし、せっかくなので、障がい者の人たちが安心して美幌町でそういうものを受けられて、生活できる環境をきちんと整えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 町民全体でなくともというご提案でございましたけれども、例えば、発達支援事業につきましては、発達支援センターとか、各小中学校とか、子育て支援センターとか、そういった関係機関の方々にお集まりいただいて、説明させていただいて、ご利用していただけるような形で、事業ごとに進めてございすけれども、議員がおっしゃるように、対象となる方々に少しでも周知できるように努めてまいりたいと考えております。

また、新年度の早い段階で準備をして、環境整備をということでございすけれども、繰り返しになりますが、1市4町で協議を重ねまして、早い段階で進めていけるように協議してまいりたいと考えております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、1項社会福祉費を終わります。

次に、2項児童福祉費、120ページから127ページまでの質疑を許します。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 121ページの民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、子どものための教育・保育給付費負担金2億9,668万8,000円について、今年度は増額分が入っていましたので、負担金の内容及び増額内容について御説明願います。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問の子どものための教育・保育給付費負担金の内容についてでございますが、子ども・子育て新制度が平成27年4月から施行され、認定こども園、新制度幼稚園、保育所に対し、財政支援として、施設型給付費というものが創設されました。

給付費の基本構造ですが、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、これを公定価格と言い、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、国の公定価格告示により明示されることになっておりますけれども、この公定価格から市町村が定める額、これは利用者負担額のことでございますが、この額を控除した額が給付費となり、負担金として対象施設に交付することになります。

給付費には基本額と各種加算等があり、施設別、利用定員別、認定区分は1号認定、2号認定、3号認定というものがありますが、この認定区分別、それから年齢別などが基本額となっており、職員の配置状況、事業の実施体制などに応じたものが各種加算等となっております。

また、令和元年10月から施行されました幼児教育・保育の無償化に伴い、従来、保護者負担となっていた利用料についても給付費の対象となっております。

これらが内容となっておりますが、国、道、町の負担割合につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1となっております。

また、増額の主な理由でございますが、美幌大谷幼稚園が令和3年4月から幼稚園型認定こども園へ移行することに伴い、0歳児から2歳児までの保育認定子どもを新規で受け入れることになるため、0歳児から2歳児に係る給付費分が増額となっております。

なお、施設ごとの給付費につきましては、お配りしております資料のとおりとなっておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 国の法律の言葉でいっぱい書いていますけれども、実際には利用者負担分の国、道、町の負担金が増えたという前提だと思うのです。大谷幼稚

園で0歳児から2歳児までの分が増えるということですが、表の中に105名から132名と書いてあるので、ここの説明が欲しいです。

大谷幼稚園は、令和2年度に7,000万円が1億3,900万円に増えますけれども、実際に0歳児から2歳児の受け入れも増えるということになると、当然、職員も増えると思うのです。実際に増える職員の数とか子どもたちの数はもう決定しているのか、今後、このままの推移でいくのかどうか、もし分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問の1点目の定員数の105名から132名ということですが、内訳としまして、1号認定という、いわゆる教育部分、昔で言えば幼稚園のお子様でございますが、4・5歳児が30名、3歳児が15名、満3歳が12名、保育の2号・3号認定につきましては、4・5歳が30名、3歳児が15名、1・2歳児が24名、0歳児が6名、このような受入れ状況となっているとお聞きしております。

また、保育士はどうなっているのかということですが、確かな状況ではございませんが、4名程度は増やすとお聞きしているところでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、1号と2号・3号認定の人数を聞いて、今回、上がる金額の確認も取りましたが、保育士は4人で十分足りるのか。もし保育士が足りないという事態のときにはどうなるのでしょうか。

今は4人で足りるということだけでも、保育士が足りない場合は、認定こども園で何が起きるのですか。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） 保育士の数は、年齢ごとに何歳児は何名までが1人という形になっているのですけれども、それを超えるようであれば、受入れができないということになりますので、その辺を勘案して運営に当たっていただけるものと解釈しております。

また、公定価格につきましても、配置状況によって加算等がございますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 121ページの結婚新生活支援事業補助金300万円ですが、事業の詳細とPR方法についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問の事業の詳細及びPR方法についてでございますが、本事業につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用するもので、事業概要としましては、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引っ越し費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進することを目的とするものでございます。

次に、補助対象世帯についてですが、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円、これは年収ベースにしますと約540万円相当となりますけれども、この金額未満の新規に婚姻した世帯となっております。

なお、申請時において、夫婦の双方または一方が離職者の場合は所得なしとして算出し、貸与型奨学金の返済を行っている場合は年間返済額を控除して算出することとしております。

補助対象経費につきましては、婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引っ越し費用を補助対象経費としております。

なお、住宅賃借費用とは、賃料、敷金、

礼金、共益費、仲介手数料となっているところでございます。

また、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が借入先等の住宅の住所となっていることを条件としております。

補助上限額につきましては、1世帯当たり30万円となっており、令和3年度では10件分の300万円の予算を計上しているところでございます。なお、町に対する国の補助率は2分の1でございます。

PR方法につきましては、町の広報紙及び町ホームページへの掲載、また婚姻届等の窓口におけるチラシ配布、また商工会議所の協力により企業への周知等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 内容は分かりました。

一時金の要素として30万円は低いのかなという感覚を持っています。

また、このPR方法について、広報紙やホームページとありますけれども、新婚生活の支援事業そのものは移住定住のPRにも属するのかなという感覚を持っているものですから、町民確保の意味といいますか、そっちのほうにも合わせてPRをしてはいかかかと思っていますが、どうでしょう。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） 議員がおっしゃるとおり、これを移住定住の策につなげたいと考えているところですが、国からは、この事業は少子化対策であって、経済支援を図るものということで、移住定住を目的としないような要綱を定めなさいということになっております。

ただ、一方では、移住定住につながるいい事業でございますので、PR方法につきましては再度検討させていただきながら、

国の法律上はそうなっていますが、うまく活用していければなと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 同じところで、結婚新生活支援事業補助金です。

夫婦共に39歳以下の根拠というものがありましたら、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問の結婚新生活支援事業の年齢制限の根拠についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、本事業につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金のメニューである結婚新生活支援事業を活用して実施するものでございまして、本町におきましても、国の補助対象世帯に準じて39歳以下としたところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 国の補助金をもらうからということですが、両方とも39歳以下ということではない場合があります。例えば、40歳以上の男性と少し若い女性が結婚するという例がありますが、そういうものも厳しく線が引かれているのでしょうか。

また、40歳以上で子供ができる人もいますし、もちろん、できない方もいます。結婚を祝うという観点からは、特に男性は年齢制限を上げてもいいのではないかと思うのですけれども、それはかなわないということなのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） 年齢制限の関係ですが、当初は34歳以下と出ていたのですが、それが39歳以下まで拡充されております。

先ほども少し御説明しましたが、少子化

対策の中でも経済支援ということが重点的なものになっております。３９歳と４０歳でどう違うかは分かりませんが、年齢が上がると所得要件でも制限がかかってくるので、取りあえず今回は国に準じて３９歳以下とさせてもらっておりますが、今後、状況を確認させていただきながら、所得と年齢制限の関係について研究させていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） この制度は少子化対策ということですが、それだけではなくて、結婚して家庭を持つということは、栄養面とか、介護の面とか、いろいろなことで夫婦が協力し合うことは、広く考えると、町にとってもいいことだと思います。ここの項目で出てくるから、こういうことなのでしょうけれども、地域で結婚する方を町がお祝いできるような形ならいいなと感じました。

○議長（大原 昇君） １０番坂田美栄子さん。

○１０番（坂田美栄子君） １２３ページの子ども発達支援センター運営事業、療育指導等業務委託料２２０万円の具体的な委託内容について説明願います。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問の療育指導等業務委託の具体的な委託内容についてでございます。

初めに、療育指導等業務委託の目的についてでございますが、一つ目として、美幌療育病院から専門職員を派遣していただき、児童への療育支援、これは直接支援のことでございます。それと、保護者相談、発達検査の実施、保護者研修実施など、利用者への支援をより一層を充実させることを目的としております。

二つ目として、職員に対する技術的指導なども併せて行っていただき、人材育成推

進を図り、支援の充実につなげるということを目としていただいております。

具体的な業務委託の内容につきましては、月６回の専門職員、作業療法士、言語聴覚士等の派遣により、一つ目として、担当児童・家族に対する直接支援、利用児童の発達評価、親子支援の実施で、月６回の派遣のうち、この項目を週１回程度、月にして４回程度を予定しているところでございます。二つ目として、担当児童在籍園への間接支援及び保護者相談を予定しております。三つ目として、事例検討会及びケース検討による職員研修を予定しております。四つ目として、通所児に対する５歳児相談の実施を予定しております。五つ目として、子育て支援センターへの支援の実施を予定しております。六つ目として、利用者のニーズや地域のニーズに対応した関係機関等との連携調整を予定しているところでございます。

以上を主な業務といたしまして、ただいま御説明しました二つ目から六つ目までの業務を月６回のうち２回実施していただくことになってございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １０番坂田美栄子さん。

○１０番（坂田美栄子君） 内容につきましては十分理解しているところですが、療育病院から専門職を派遣していただけることは、今、発達障がいの子どもたちが非常に増えている状況にありますので、そういう意味ではよかったのかなと思っています。

ただ、これからは、どこの園も同じだと思えるのですが、障がいを持った子供たちに対しては、職員の専門的な知識もある程度必要ではないかと思います。子供の性格によって扱い方も相当変わってくるという状況がありますので、センターでこういう事業を運営しているということですね。

れども、ほかの園にも、例えば、藤幼稚園、大谷幼稚園、ひまわり保育園もそうですが、そういうところにも月に何回か通っていただいて、発達障がいの子がいるかどうか確認して、アドバイスをさせていただく、相談に乗っていただくということも必要になってくるのではないかと思います。

委託事業の内容についていろいろと書かれておりますので、そういうことも考えていただけたらと思いますが、例えば、作業療法士、言語聴覚士を派遣していただくことによって、ほかの園も内容的にかなり変わってくると思います。その辺のことも十分配慮していただいて、園にも、職員の研修を含めて、支援体制をつくっていただきたいと思います。その点についてお考えはありますか。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございますが、現在も、専門支援事業ということで、気になるお子さんがいらっしゃったら、作業療法士等が園を拝見させていただきながら、相談を受けたり、あるいは、今回の委託業務内容の二つ目に書かせていただいておりますが、在籍園への間接支援ということもございます。そういったことを含めて、私立幼稚園及び認可外保育所にも、相談があればいろいろな形で支援できるような体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 123ページの学童保育所運営事業331万1,000円でございますが、今年度から旭小学校は4年生まで拡大されるということです。

美幌小学校と東陽小学校の拡大予定について、また、現状での利用状況がどうなっているのか、お知らせいただきたい思います。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいま御質問がありました美幌学童保育所及び東陽学童保育所の拡大予定についてでございますが、国におきましては、放課後児童健全育成事業の実施に当たり、児童の安全性を考慮し、学校施設の余裕教室を活用することが望ましいということを推奨していることから、本町におきましても、学年拡充の検討に当たりましては、余裕教室の活用の可能性について教育委員会と協議を重ねてきたところでございます。

しかしながら、現在の小学校は児童数は減少してきておりますが、特別支援学級の在籍者数が増えているほか、習熟度別少人数指導などにより余裕教室がない状況と伺っております。

今後におきましても、引き続き余裕教室の状況を確認し、教育委員会と協議を行うとともに、各小学校近隣の公共施設の活用の可能性も視野に入れるなど、児童への安全性や利便性を考慮した中で、学年拡大の実現に向け、検討を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、現在の学童保育所の入所児童数でございますが、この数字は昨年4月1日現在の数字でございます。というのは、最初が在籍者数が一番多いということから、この数字を報告させていただきたいと思います。

まず、美幌学童保育所の1年生が20名、2年生が21名、3年生が13名、合計で54名となっております。東陽学童保育所におきましては、1年生が22名、2年生が20名、3年生が18名、合計60名となっております。旭学童保育所におきましては、1年生が6名、2年生が14名、3年生が11名、合計31名、総合計として145名というのが4月1日現在の数となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん

ん。

○12番（上杉晃央君） 学校での特別支援学級や習熟度別の少人数指導などで余裕教室がないということで、学校を見学する機会もありましたので、いろいろな状況は分かりますけれども、いずれにしても、国は6年生まで拡大してほしいという方針を出されております。

今後、4年生から6年生までの中で、高学年になれば利用する児童は少なくなると思うのですが、そういうニーズがどの程度あるのかを把握して、いつも話すことですが、縦割りになっていて、小学校の授業が終わるまでは教育委員会の管理、放課後は民生部となっているのですが、預かっている子どもはそれぞれの学校の児童なので、そういったことを鑑みると、どうやって教育委員会と調整しながら、スペースをうまく活用しながらしっかり見守っていくかが大切だと思いますので、今後もしっかりとニーズ調査をしながら、順次拡大できるように取り組んでほしいと思いますが、その辺の考え方だけお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございますが、まず、ニーズ調査につきましては、今年度でも実施していきたいと考えています。

それから、縦割りの関係につきましても、教育委員会と十分に協議しながら、そういったことのないように、教育委員会にも協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私から一つだけ伺います。

令和3年度から旭学童保育所の4年生までの拡大が始まりますが、4年生がこれぐらい来そうだという見込みが分かれば教え

ていただけますか。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございます。

令和3年度より、旭小学校のみ、4年生まで拡大する予定ですが、先ほど申し上げましたとおり、他の学童保育所より利用人数が少ないということから、まずは段階的に行いたいと考えているところでございます。

新年度、新たに4年生がどの程度利用するかということでございますが、今、在籍している11名のうち、7名の方から、新年度から4年生として利用したいという申込みが来ているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時25分といたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和3年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

また、先ほど、3款について終了を告げていませんでした。この場で申し上げます。これで3款民生費を終わらせていただきます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、128ページから137ページまでの質疑を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 予算書の131ページになります。

予防費、感染等予防対策事業398万2,000円のうち、PCR検査センター維持管理経費273万6,000円という説明をいただきました。

センター開設以降の月ごとの検査人数と令和3年度の開設状況、いつまで開設するか等について御説明いただきたいと思いま

す。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 初めに、私から若干説明をさせていただきます。

感染等予防対策事業のうち、PCR検査センター維持管理経費につきましては、先日、総務部長からの説明で273万6,000円と説明をさせていただいたところですが、この中には、各種検診や運動指導室の消毒液、新型コロナ対策用消耗品が63万2,000円含んでいたことから、これらを除いたPCR検査センターの純粋な経費といたしましては、210万4,000円となりますので、訂正させていただきます、おわびを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 御質問に答弁させていただきます。

美幌町PCR検査センターは、北海道より受託した美幌医師会が運営しており、令和2年12月1日に開設されました。

PCR検査の検査実績といたしましては、記載のとおりとなっております。これまで計15名となっており、全て陰性と報告を受けております。

令和3年度につきましても、北海道より、現体制の維持を美幌医師会が要請されていることから、令和4年3月末まで、運用に必要な経費、施設等借上料、燃料費、光熱水費、修繕費等を計上しております。

以上、答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 続きまして、予算書の135ページになります。

環境保全推進費、緑化推進事業、危険保存樹木等伐採事業補助金25万円について御質問いたします。

町指定の保存樹木とありますが、対象地域と本数はどのぐらいあるのか。伐採等の

必要性は誰が判断するのか。また、積算根拠について御説明願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいまの保存樹木の補助金に関する御質問について御答弁申し上げます。

まず、今回、新規に予算計上しております補助金の名称につきましては、美幌町危険保存樹木等伐採事業補助金としてございます。

この補助金の目的といたしましては、町が指定しました保存樹木等が老朽化し、危険保存木等となりました保存樹木等の所有者または管理者が行う樹木等の伐採、撤去及び処分に要する費用の助成を行うものでございます。

補助対象者としましては、町が指定した保存樹木等の所有者、補助対象経費としましては、住宅や道路等への倒木被害など、危険防止のため所有者等が保存樹木等の伐採、撤去及び処分に要する費用を対象としてございます。

また、補助金の交付額につきましては、対象経費の2分の1以内、上限額を25万円としております。

御質問の保存樹木の対象地域と本数についてでございますけれども、今回の保存樹木の対象につきましては、元町の弘栄寺様から、保存樹木の老朽化に伴い、危険性が高いと思われます樹木を伐採したいとの申出があり、樹木の一部を伐採する予定であります。

なお、詳細につきましては、雪解け後に現地を確認いたしまして、伐採本数を確定することにしております。

また、現在の保存樹木、樹林全体の本数につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、伐採等の必要性は誰が判断するのかについてでございますけれども、所有者からの要望に加えまして、町でも危険性が

ないかどうか、随時巡回を行うなど、確認作業を行う取扱いといたします。

積算根拠についてですけれども、上限額は、ほかの市町村を参考として25万円としております。そのうちの内容としましては、重機や高所作業車を使用した伐採を行った場合に経費全体が50万円以上かかると想定されております。そのうち、関係費用の2分の1を補助としているものであります。

なお、危険保存木となりました撤去及び処分に要する費用に限定して補助対象とするものでございます。

以上、御答弁いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 対象経費につきましては、2分の1以内、上限25万円ということですが、地域によっては1本のところもありますし、多いところでは29本というのもあります。例えば、同じ地域けれども、離れたところで2本、3本伐採するといった場合に、1本のところよりは経費がかかると思うのですが、この対象は1本単位なのか、1か所なのか、どういう基準で算定されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） 今回、申出がございました弘栄寺様から概算見積りをいただいております。

先ほど、まだ伐採の本数は確定しておりませんという御答弁をさせていただきましたが、私たちが現地を確認した際に、二十数本の樹木がある中で、ピンク色のテープを巻いてある樹木がありました。

所有者の方の思いといたしましては、せっかく保存樹木等に指定されたということもありますので、数多く伐採をするという思いはないようですけれども、例えば、老

朽化している樹木を1本伐採するとか、数多く木がありますけれども、そのうちの七、八本を剪定するとか、その辺につきましては、見積りの中では約10本程度の伐採から剪定までを含めた金額で積算をしたということでございますので、内容としましては、そのようなものを算定の基準としております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、1項保健衛生費を終わります。

次に、2項清掃費、136ページから141ページまでの質疑を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 137ページの衛生費、清掃費、塵芥し尿処理費、ごみ分別収集関連事業の通信運搬費13万2,000円の内容を詳しく教えてください。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） 岡本議員の御質問に御答弁申し上げます。

こちらの通信運搬費につきましては、ごみ分別アプリケーション使用料ということで、13万2,000円を計上してございます。

内訳につきましては、月額1万1,000円掛ける12か月分の13万2,000円です。

なお、初期導入費用については無料という扱いになっております。

内容の詳細につきましては、現在、町のホームページにおきまして、ごみの名前からごみの分別方法を検索することが可能となっておりますが、今回のアプリケーションの使用は、スマートフォンのアプリケーションのパッケージソフトを導入することで、これまでの分別方法の検索に加えまして、例えば、ごみ収集日の出し忘れアラ

ト、カレンダー機能によります収集日の確認、また、プッシュ通知によります町からのお知らせ、このような様々な情報の配信を行うことができるように準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 私も、ごみを出すときに、ごみの本を一々開きますけれども、若い方でごみ出しが苦手という方は、何曜日に出していいかわからないという話も聞きます。

ごみ収集日の出し忘れアラートとプッシュ通知による町からのお知らせ、これは、今後どんなことを考えているのでしょうか。もし、具体的に考えていることがありましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいま御質問のありましたごみ収集日の出し忘れアラートにつきましては、こちらのアプリのパッケージに入っているのですが、例えば、自宅の自治会を登録することで、一般ごみが毎週月曜日、資源ごみが毎週土曜日というようにカレンダーにマークがついて、今週が資源ごみとかその他プラスチックごみということが一目で分かるようなものを考えております。

それから、プッシュ通知による町からのお知らせについては、例えば、これからごみの減量化などの取組をしますということももちろん配信しますが、例えば、暴風雪によりごみ収集ができないというとき、天気予報を確認しながら収集できるかどうかを担当では把握しているのですが、急に収集できなくなることもありますので、そういう情報をこちらの機能を使って配信することで皆様にお知らせすることができるといことも含めて検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 若干補足させていただきます。

今、環境衛生担当主査から、カレンダー機能ということで、この日はプラスチックだとか一般ごみだということが分かるというお話をしたのですが、ごみのアラート機能というのは、例えば、前日に明日はプラスチックの収集日ですよという通知が個別に送られてくるという機能でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 137ページのごみ分別収集関連事業、使用済乾電池・蛍光灯等処理業務委託料114万4,000円で、処理方法及び委託業務の詳細についてお願いします。

○環境衛生担当主査（水上修一君） 使用済乾電池・蛍光灯等処理業務委託料の詳細について御答弁申し上げます。

こちらの使用済乾電池・蛍光灯につきましては、資源ごみの際に回収しております。その際に、有害ごみとして収集を行っておりますけれども、回収を行った乾電池や蛍光灯につきましては、有害物質と言われます水銀が含まれる可能性があるため、そちらにつきましては、北見市留辺蘂に事業所がある野村興産のイトムカ鋳業所に搬入いたしまして、水銀を適正に回収して、その他の組成物、例えばガラスやアルミ、鉄などのリサイクルを行うという内容になっております。

積算根拠につきましては、乾電池、バッテリー、蛍光灯、運搬費を含めて算定いたしまして、委託料の合計金額は114万4,000円という予算計上になっております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さ

ん。

○4番（高橋秀明君） 電池もそうなのですけれども、特に蛍光管、私も建築工事の中で蛍光管が出てきたときに、たしか1本、2本の世界ですが、それも適切にイトムカ鉱業所に持って行って処理しなさいということで、結構な費用がかかるのですが、そういう厄介な手続がありました。

その中で、町民の方も適切に出してくればいいのですけれども、かなり昔の話ですが、粉々に砕いて分からなくしてしまえとか、電池は埋めてしまえとか、そういうようなことがない状態になっているのか、その指導、PRを適正にやっているのか、伺います。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいまの御質問ですけれども、日常の電話相談等で有害ごみの出し方についてご相談を受ける場合がございます。

有害ごみにつきまして、リサイクル化できるものにつきましては、蛍光管であれば割れていないものを資源ごみのときに回収しております。

例えば、割れてしまった蛍光管は一般ごみの扱いになりますが、今、議員がおっしゃったように、捨て方が分からなくて、細かく砕いてしまった方もいるということです。なので、今後は、先ほど御説明いたしました分別アプリとか啓発チラシなどで周知をしてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 予算書の139ページ、塵芥し尿処理費のうち、ごみ処分場維持管理事業、修繕料3,306万5,000円の積算根拠について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） 戸澤議員の御質問に御答弁申し上げます。

御質問のごみ処分場維持管理事業の修繕料の内訳、積算根拠についてですけれども、こちらにつきましては、大きく三つの主事業がございますので、その3事業の内容について御答弁していきたいと思えます。

まず一つ目は、ごみ処分場維持管理事業ですが、金額は981万9,000円であります。

事業の内容といたしましては、ごみ処分場の管理運営を行うために、修繕、更新が必要な車両、機器等の修繕を行うものとなっております。

内訳といたしましては、フロンガス回収車、こちらは環境衛生担当で使用している公用車でありますけれども、14万1,000円、それから、第Ⅲ期埋立処分場内にある遮光シート、保護シートのことですが、こちらの修繕料が36万5,000円、それから、同じく処分場内にあるガス抜き管立ち上げ修繕が70万3,000円、それから、管理棟・車庫照明器具交換修繕、LED化するものですが、こちらが231万円、バケットコンパクターの修繕が530万円、タイヤショベル修繕が50万円、排水管の修繕30万円、小破修繕が20万円となっております。

それから、二つ目の浸出液処理施設維持管理事業ですけれども、こちらは埋立処分場から出ます浸出水の各種水処理施設の過程におきまして、必要な機器修繕を計画的に行うものとなっております。

内訳としましては、第Ⅱ期埋立処分場の水処理施設機器修繕が464万5,000円、第Ⅲ期埋立処分場内の水処理施設機器修繕が404万8,000円、それから、Ⅱ期、Ⅲ期、両方の施設内にあります照明器具の交換修繕、LED化するものですが、こちらが808万5,000円、それから小破修繕が20万円となっております。

す。

それから、三つ目のリサイクルセンター維持管理等事業ですけれども、こちらの内容については、各家庭から収集した資源ごみを資源化するため、リサイクル機器などの修繕を計画的に行うものになっておりまして、内訳としましては、ペットボトル減容機の交換修繕が126万5,000円、その他プラスチック減容機の結束機の分解整備が74万円、保管庫の軽量シャッター修繕、これは交換を行うものですが、74万1,000円、リサイクルセンターの照明器具の交換修繕、LED化の内容ですけれども、332万2,000円、それから小破修繕が20万円となっております。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 浸出液処理施設維持管理の中に第Ⅱ期と第Ⅲ期の両方とも埋立ての水処理施設の機器整備とありますが、特に第Ⅱ期について、どんなものなのか、何をするための機器なのか、主なものだけで結構ですので、御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

第Ⅱ期の水処理施設にある機器修繕の中では、いろいろな水処理過程を行うのですが、一つは、窒素を抜く回転円盤というものがありまして、こちらの軸受けを交換するものが30万円ぐらいあります。

それから、水処理施設を行った後にブローで加工するものもあるのですが、そちらについては85万円、それから、第Ⅱ期埋立場に雨水などを側溝に流す横断管という管が流れているのですが、そういう洗浄を行う修繕についても26万4,000円となっております、機器的なもの

の修繕を計画的に行う内容になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） Ⅱ期を使わなくなって大分たつと思うのですが、今後、第Ⅲ期の処理施設でもそういうことが発生してくるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） 第Ⅱ期処分場でもこのような修繕が発生しておりますので、計画的な修繕を心がけて予算計上に取り組んでいきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4 番高橋秀明さん。

○4 番（高橋秀明君） 139ページのごみ処分場維持管理事業の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料550万円ですが、事業の詳細についてお願いします。

○議長（大原 昇君） 環境衛生担当主査。

○環境衛生担当主査（水上修一君） ただいまの一般廃棄物処理基本計画の策定義務に関する御質問に御答弁申し上げます。

まず、一般廃棄物処理基本計画の概要ですけれども、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定によりまして、市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされております。

次期廃棄物処理施設を整備するに当たりまして、処理方式、例えば埋立て、中間処理として、生ごみの中間処理、焼却など処理方式を確定させまして、施設規模やごみ排出量を明確に基本計画に根拠づける必要がございます。

現在の処理基本計画につきましては、平成15年度に策定した内容になっており、

今回、全面的に見直す必要があることから、専門家の助言を得ながら計画を策定するもので、予算計上を行うものとなっております。

事業の詳細につきましては、平成28年9月に環境省が示されましたごみ処理基本計画策定指針に基づく内容になってございます。

まず、ごみ処理に関する基礎資料の収集・整理として、主な内容としたしましては、ごみ処理の現状把握、それから、国、道、近隣市町村におけるごみ処理行政の動向、ごみ処理の課題の抽出・整理を行うという内容にしております。

また、ごみ処理基本計画基本方針の考え方の整理なども行うことになりますけれども、こちらは大きく7項目ありまして、一つ目が、基本方針、他の計画との関連、目標年次、二つ目は、ごみの発生量及び処理量の予測、三つ目は、ごみの発生抑制のための方策、四つ目は、分別収集を行うごみの種類及び分別の区分、五つ目は、ごみ処理施設整備等の施策の整理、六つ目は、事業スケジュールと概算事業費の算定、最後の七つ目は、広域化での施設整備に向けた検討となっております。

このようなものを検討しながら、計画の基本方針の考え方を取りまとめていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 埋立地延命の計画ということでは大体理解するのですが、この中にごみの発生抑制のための方策とあります。この間の一般質問にもありました、SDGsの観点から、ごみに関しても、北海道は広いといっても、ごみをいつまでも今までどおり埋めるということにはならないと思います。ごみが出るのは仕方ないのですけれども、有効利用という意味

で、リサイクルの量を促進するという面から、ごみの発生抑制のための方策の中にそういうものが盛り込まれるのか。町として計画するときに、ごみの抑制は何%を目標とするような具体的な計画になるのか教えてください。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 議案第13号から 議案第36号まで

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、先日の上杉議員からの一般質問の中でもいろいろと御答弁させていただいたところでございますが、今後、ごみの発生抑制のための方策としまして、当然、資源化率を上げていくことを考えていかなければなりませんし、具体的には、行政でできること、町民にお願いをしていかなければならないこと、また、事業者として協力いただけること、そんなこともそれぞれ考えていながら計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また、今後、この計画の策定に当たりましては、現在、美幌町としては埋立処理を行っているところでございますけれども、今後、埋立地を建設とした場合には、生ごみ等の処理を中間処理ということで、何らかの方法で一旦処理した上でなければ

埋立てができないという国からの厳しい決
め事もございますので、そういったことも
総合的に考えて検討しながら、この基本計
画の中に盛り込んでいきたいと考えており
ます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4 番高橋秀明さ
ん。

○4 番（高橋秀明君） 分別方法は、今ま
でも結構細かく分けられているのですけれ
ども、ずっと気になっていたことが生ごみ
です。私は処理しないほうですから、おま
えは何を言っているのだと怒られています
が、生ごみと紙、汚れたプラスチックを一
緒の袋に入れて捨てているものがありま
す。これはどうしたものかなと思います。

本当に生ごみだけに分けていくとなつた
ら、処理がすごく楽です。生ごみだけであ
れば、すぐに分解処理できますから楽で
す。今は、生ごみと言いながら、混在とい
うか、本当のごみにしてしまっているとい
う感覚があるのです。今後は、そこまで踏
み込んでいったほうがいいと思っています
ので、その辺のところをお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御
質問でございますけれども、生ごみにつき
ましては、現在、美幌町は全て埋立処理を
していることから、一つの袋で分別するこ
となく埋立てごみとして収集をしていると
ころでございます。

今後につきましては、先ほど御答弁いた
しましたとおり、生ごみにつきましては中
間処理をしなければならないということが
ございますので、処理方法につきまして、
例えば、生ごみだけを集めて堆肥化すると
か、燃やすとか、いろいろな方法があるか
と思いますので、美幌町として、どうい
った方法が住民にとって一番いいのか、コス
ト的なものも総合的に考えて、美幌町の将
来にとって、どういった中間処理をするこ
とが一番望ましいのかということを検討し

た上で、それによって処理方法が決まれば、当然、それに合った収集方法に変えて
いかなければならないと考えております。
そういったことも含めて、この計画の中で
検討していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、4 款衛生
費を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって、本日はこれで延会すること
に決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延
会いたします。

午後 4 時 0 3 分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員